

2025年へのロードマップ

～在宅医療と地域包括ケア～



国際医療福祉大学大学院教授
参議院厚生労働委員会調査室客員調査員
武藤正樹



国際医療福祉大学三田病院
2012年2月新装オープン！

目次

- パート1
 - 国民会議と医療介護一括法
- パート2
 - 病床機能報告制度と地域医療ビジョン
- パート3
 - 医療計画見直しと在宅医療
- パート4
 - 医療と介護の連携と地域連携パス



パート1

国民会議と医療介護一括法



2025年へ向けて、医療・介護のグランドデザインの議論
社会保障制度改革国民会議(会長 清家慶応義塾大学学長)
が2012年11月30日から始まった

社会保障・税一体改革(8月10日)

- 8月10日に社会保障と税の一体改革関連法案が参院本会議で賛成多数で可決された。
- 現在5%の消費税率を14年4月に8%、15年10月に10%に引き上げることなどを盛り込んだ。
- その背景は…
団塊世代の高齢化と、激増する社会保障給付費問題



2012年8月10日、参議院を通過

人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

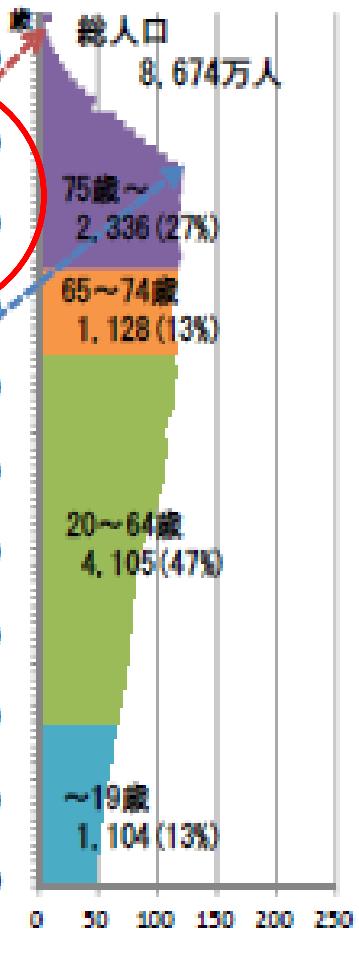
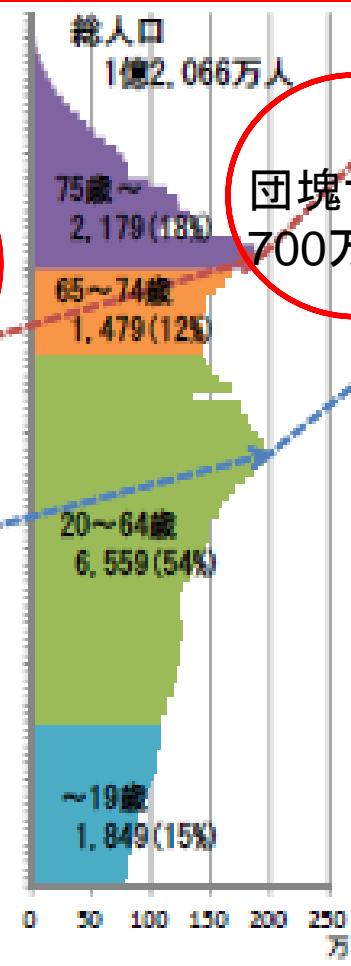
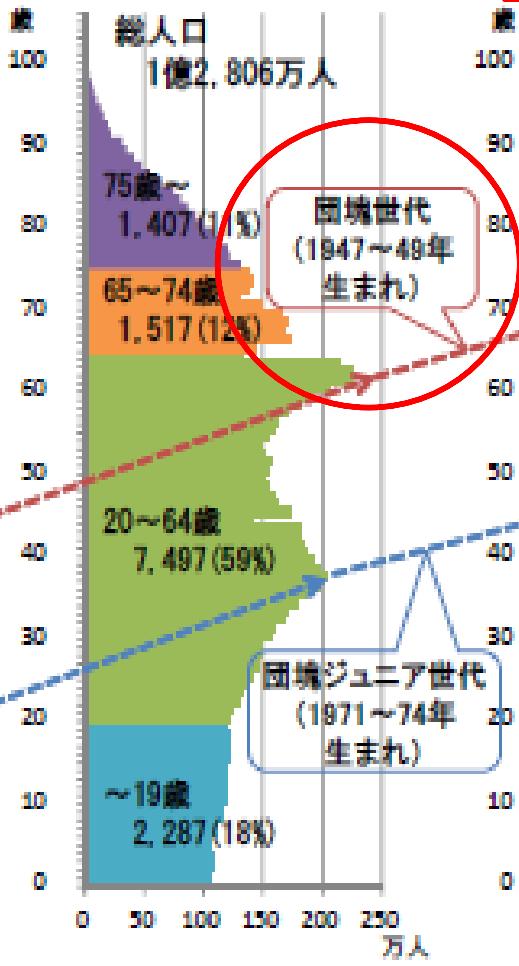
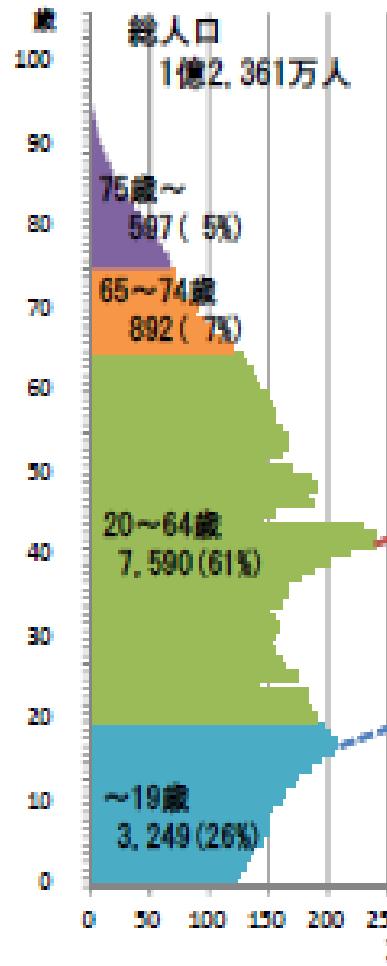
- 日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定

平成2年 (1990年) (実績)

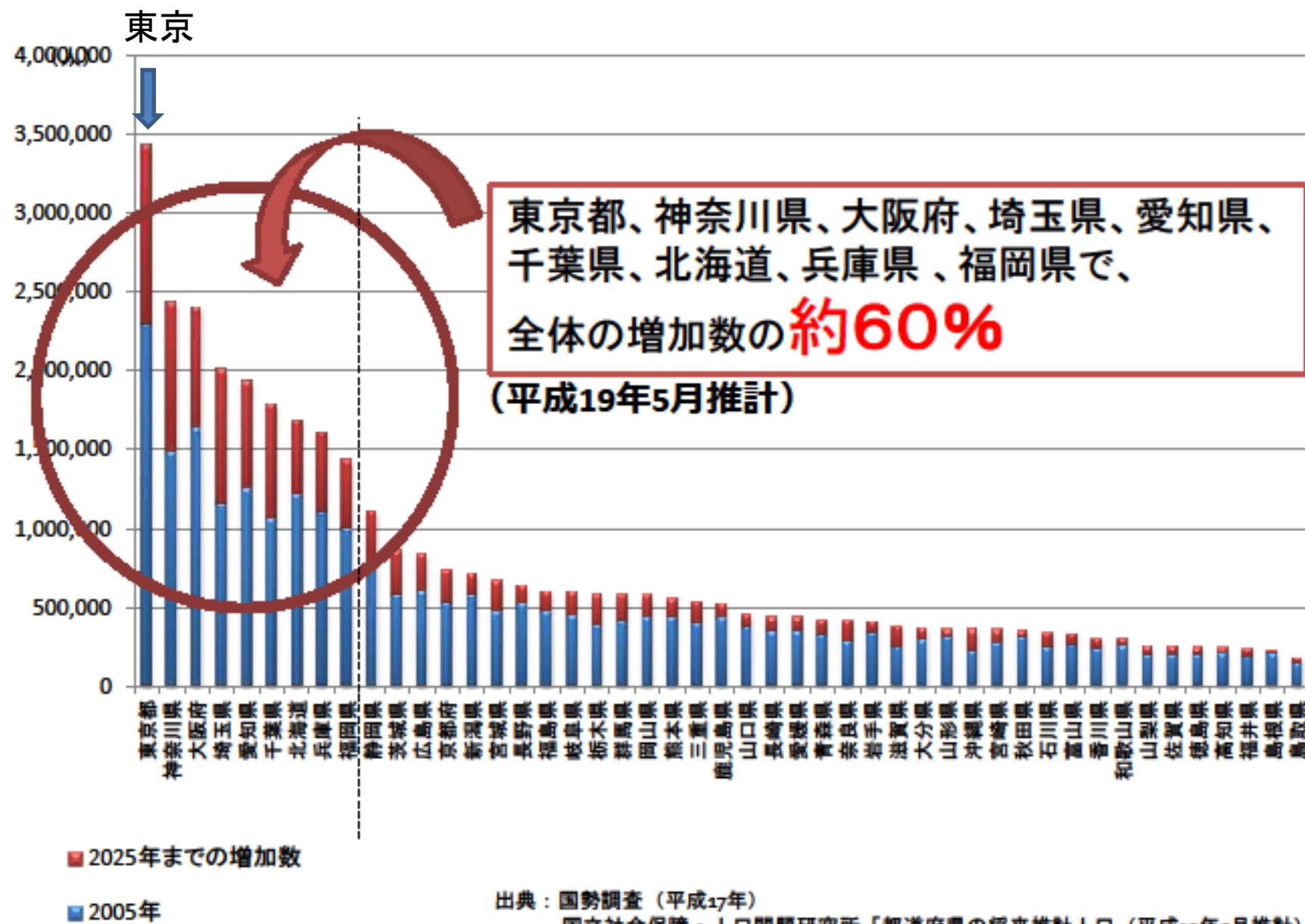
平成22年 (2010年) (実績)

平成37年 (2025年)

平成72年 (2060年)

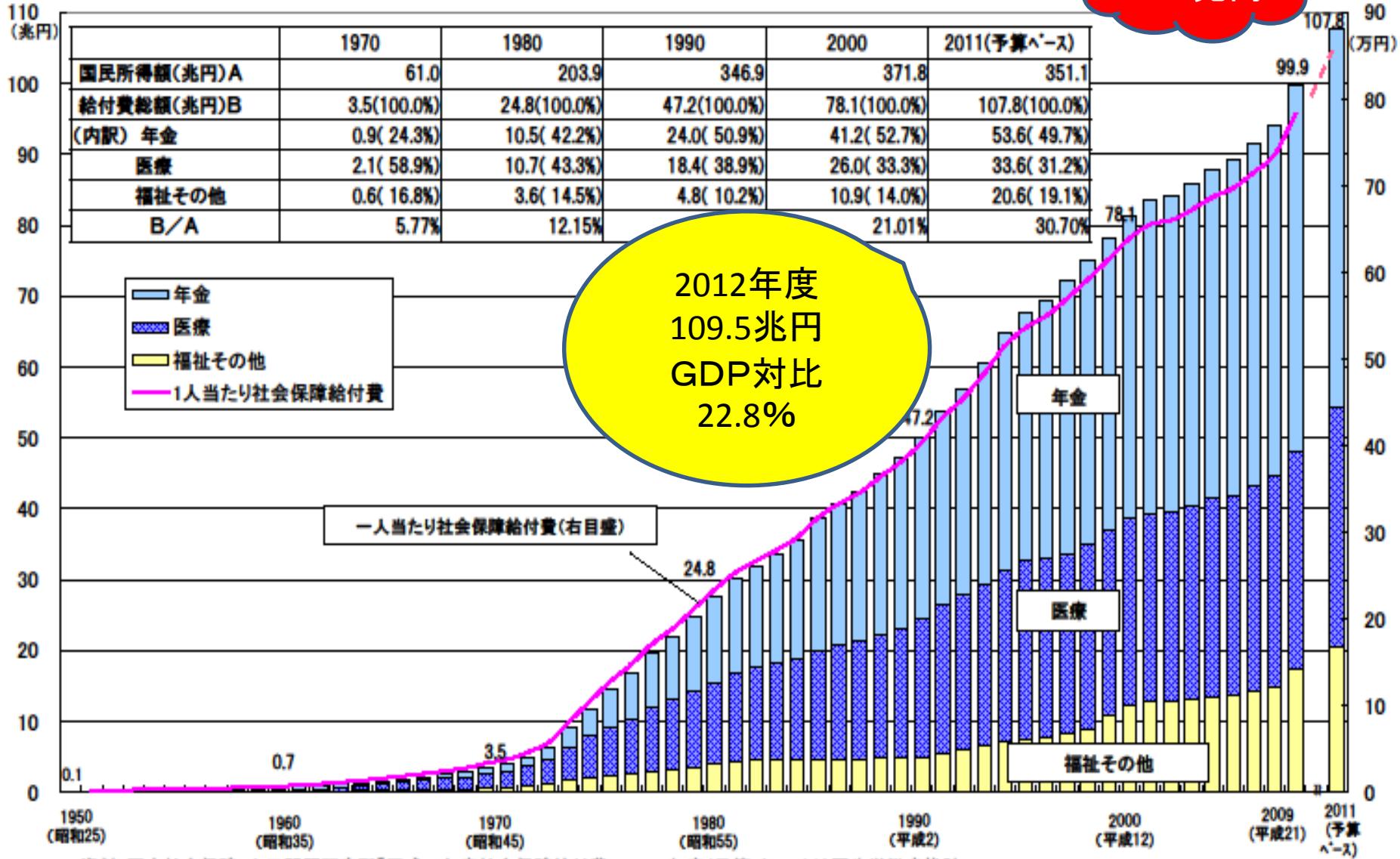


都道府県別高齢者人口(65歳以上)の増加数 (2005年 → 2025年)



社会保障給付費の推移

2025年
149兆円



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計。

2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)

(注)図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

社会保障給付費の見通し

(兆円)

160

109.5兆円
(GDP対比22.8%)

140

148.9兆円
(GDP対比24.4%)

120

介護, 19.8

100

介護, 8.4

介護
2.34倍

80

医療, 54

医療, 35.1

医療
1.54倍

60

年金, 53.8

年金
1.12倍

40

年金, 60.4

0

2012年度

2025年度

消費税増税は、
社会保障給付費
に充当するため

- その他
- 子ども子育て
- 介護
- 医療
- 年金

消費税アップ1年半、先延ばし
2017年4月をメドに



おかげで、診療報酬改定は2016年、17年、18年と3年連続改定！

消費税アップ先延ばし

2015年度厚労省予算縮小

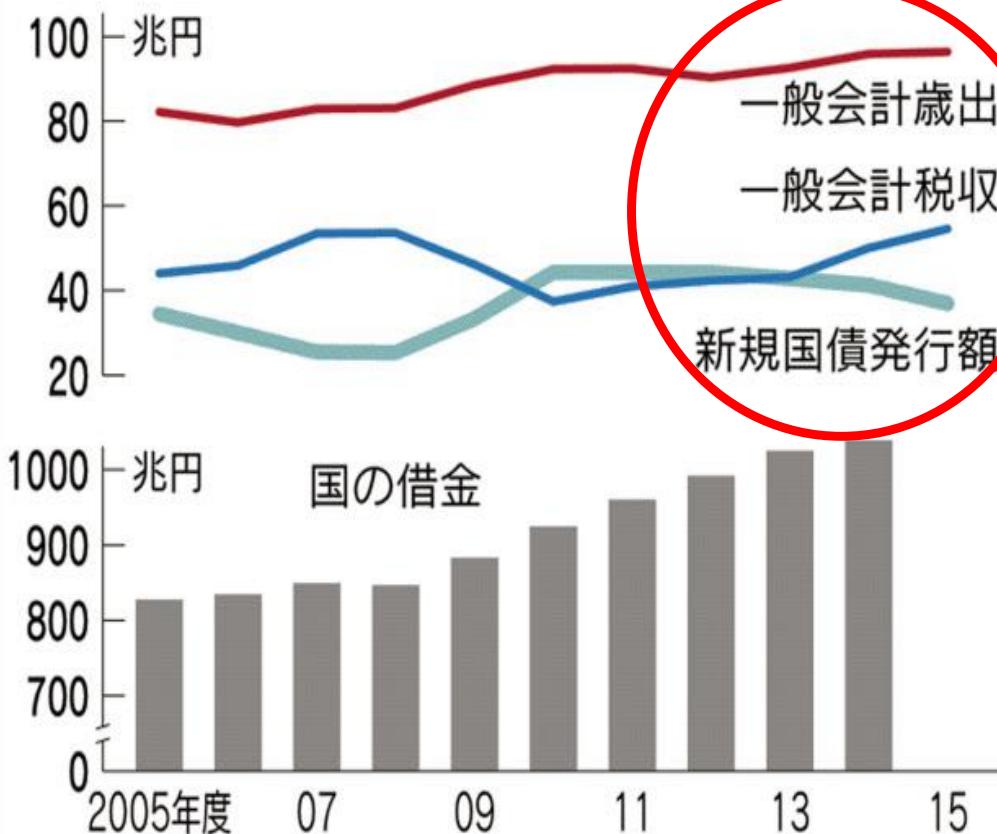
- 2015年度予算における「社会保障の充実策」予算の概要
- 財源は税率10%への再増税が延期されたことに伴い、2015年10月から増税分、約3千億円減った
- しかし、消費税率8%への引き上げによる增收分1兆3500億円
- これに社会保障と税の一体改革に基づく医療や介護の見直しで1400億円を節約して上積みし、合計1兆4900億円を確保
- 医療と介護分野に8千億円強
 - 医療、介護では、15年度に新たに拡充する施策に4300億円程度
 - 国民健康保険を安定させる基金の創設(200億円)
 - 国保の財政支援に1900億円、認知症施策に200億円など
 - 介護職員の処遇改善にも700億円以上を充てる
 - 医療介護に係わる新たな基金(地域医療介護総合確保基金)は医療は昨年度と同額900億円を充て、介護に800億円、合計1700億

2015年度予算案の概要と 介護報酬改定



2015年度予算案の概要

新規国債発行額は40兆円を下回る

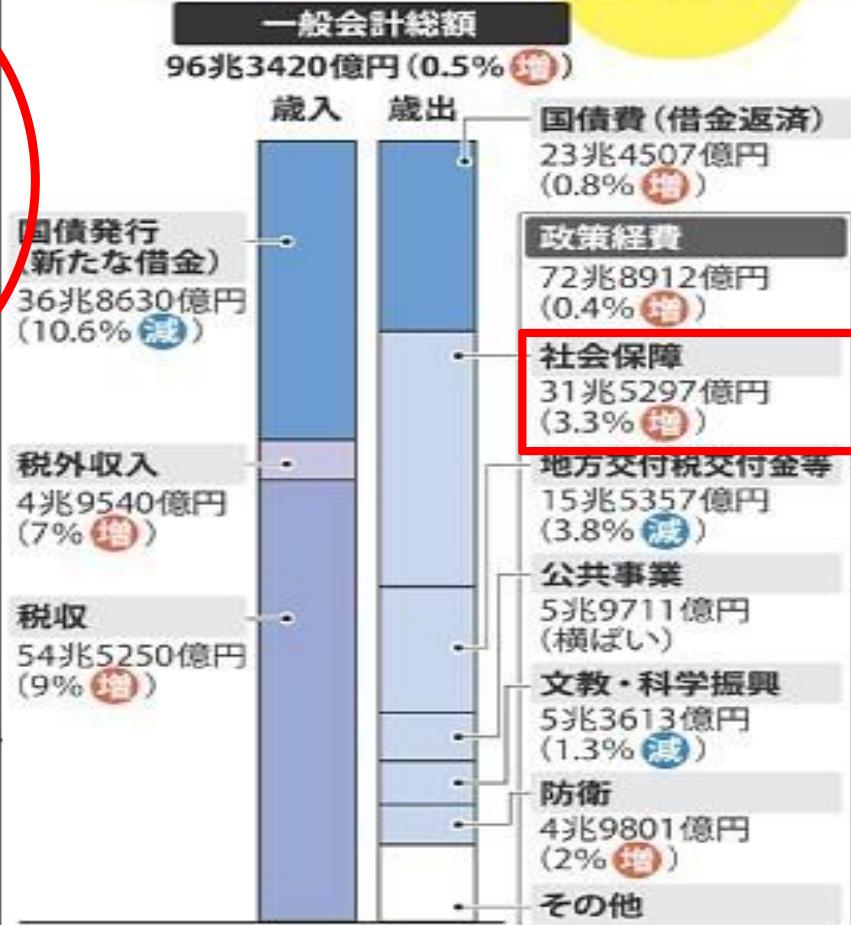


(注)当初予算ベース。国の借金は長期、短期などの合計、年度末時点、14年度は9月末

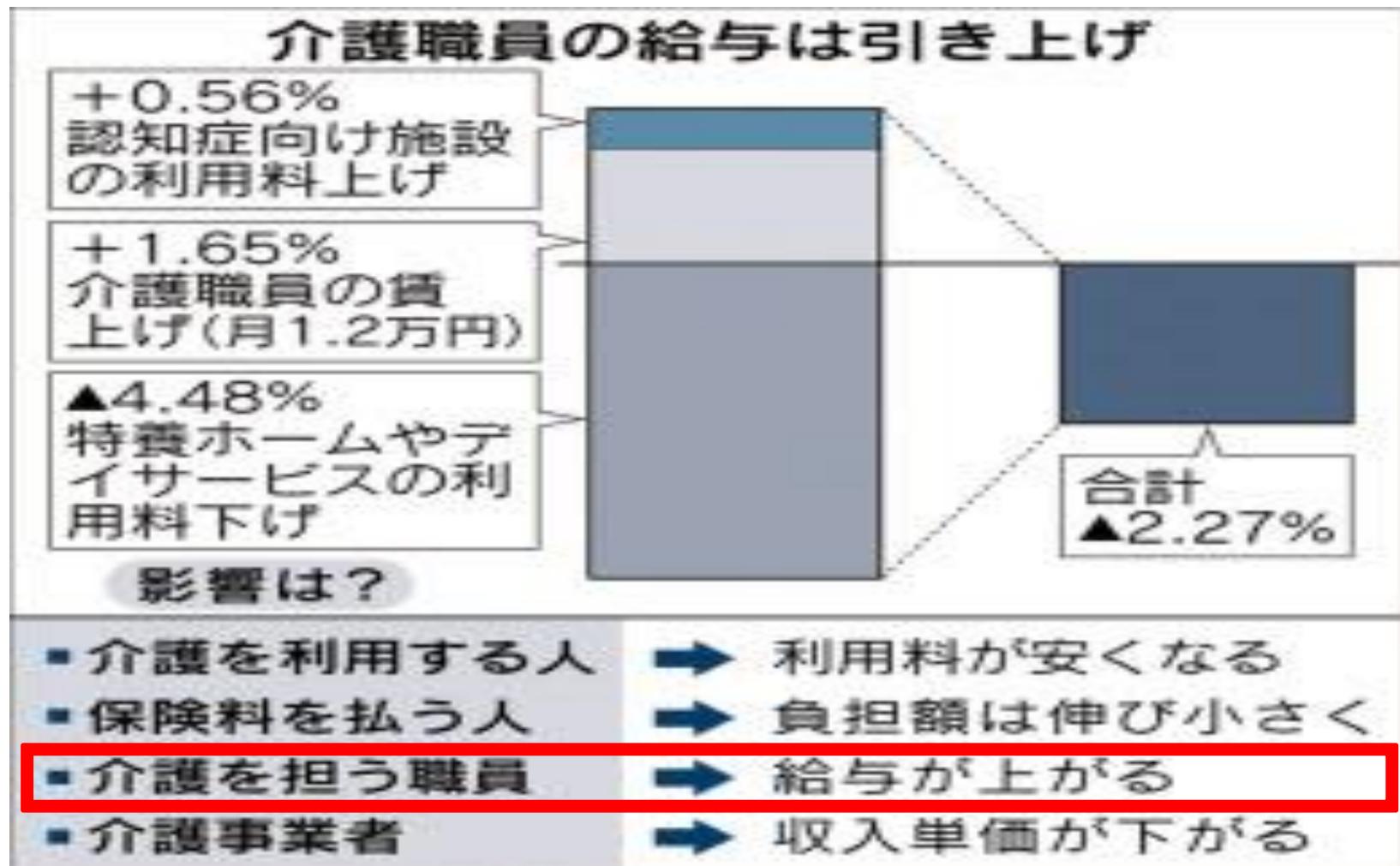
2015年度予算案の概要

※カッコ内は前年度当初予算比増減率。
四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。
▲は増加、▼は減少

2年連続
過去最大



介護報酬、9年ぶり下げ 2.27%減額決定



マイナス2.27%の内訳

介護報酬改定で4月からこうなる

特別養護老人ホーム		「利益率」が高いとされ、基本報酬を減額
小規模のティーサービス		効率化、大規模化に向けて基本報酬を減額
24時間の随時巡回サービス		医師や看護師、介護職員らの連携促進に新たに加算
訪問看護		実績ある事業所には新たに加算
介護職員の待遇改善		月1万2千円相当のアップを目指す

報酬全体の
改定率

マイナス2.27%
9年ぶりの引き下げ

地域医療介護一括法



社会保障制度改革国民会議 最終報告書(2013年8月6日)



最終報告が清家会長から安倍首相に手渡し

国民会議報告のポイント

- 医療提供体制の見直し
 - 病床機能情報報告制度の早期導入
 - 病床機能の分化と連携の推進
 - 在宅医療の推進
 - 地域包括ケアシステムの推進
 - 医療職種の業務範囲の見直し
 - 総合診療医の養成と国民への周知

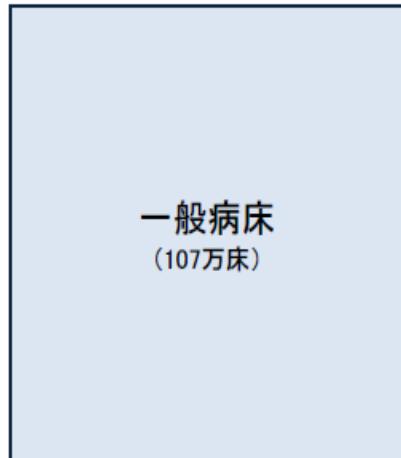
国民会議報告のポイント

- 都道府県の役割強化
 - 医療提供体制の構築に関する都道府県の役割強化
 - 国民健康保険の運営業務の都道府県への移行
 - 医療法人間の再編・統合をしやすくするための制度見直し

社会保障・税一体改革素案が目指す医療・介護機能再編(将来像)

- 患者ニーズに応じた病院・病床機能の役割分担や、医療機関間、医療と介護の間の連携強化を通じて、より効果的・効率的な医療・介護サービス提供体制を構築。

【2011(H23)年】



【取組の方向性】

- 入院医療の機能分化・強化と連携
 - ・急性期への医療資源集中投入
 - ・亜急性期、慢性期医療の機能強化 等
- 地域包括ケア体制の整備
 - ・在宅医療の充実
 - ・看取りを含めた在宅医療を担う診療所等の機能強化
 - ・訪問看護等の計画的整備 等
 - ・在宅介護の充実
 - ・居住系サービスの充実・施設ユニット化
 - ・ケアマネジメント機能の強化 等

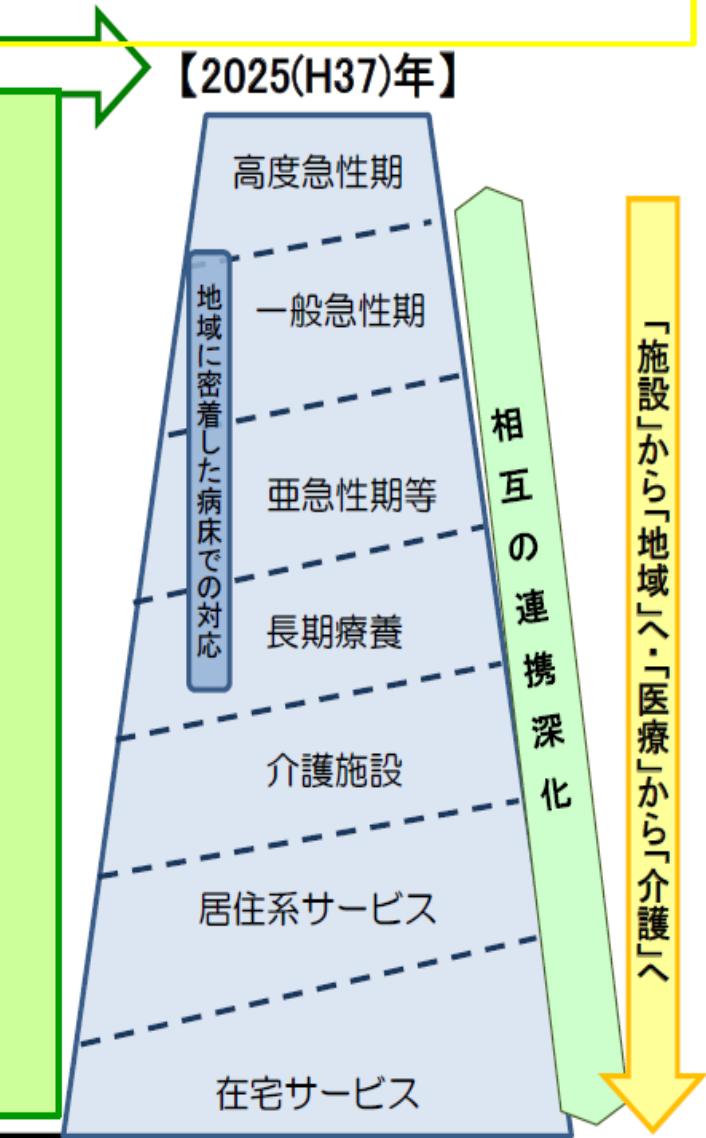
2012年以降、診療報酬・介護報酬の体系的見直し

基盤整備のための一括的法整備(2012年
目途法案化)

【患者・利用者の方々】

- ・病気になっても、職場や地域生活へ早期復帰
- ・医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域での暮らしを継続

【2025(H37)年】



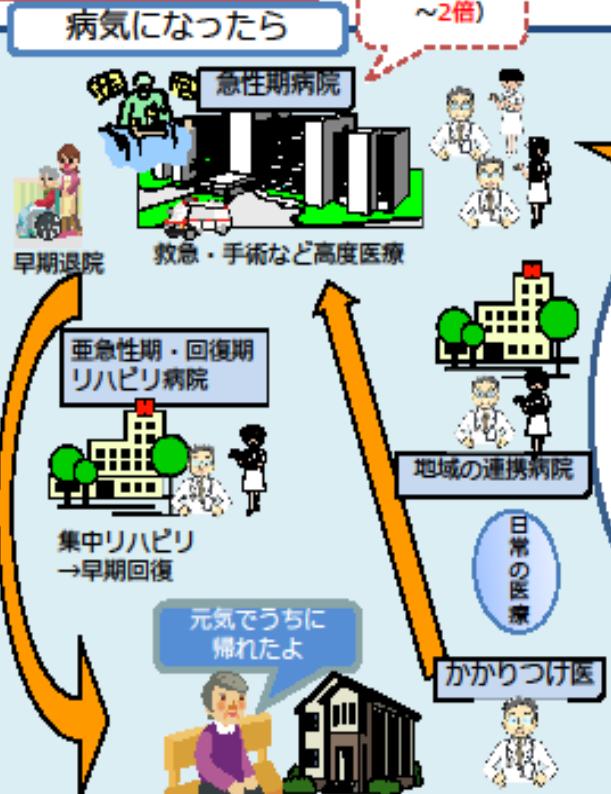
改革の方向性 ②

医療・介護サービス保障の強化

- 高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化
- 在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な
医療・介護サービスが受けられる社会へ

改革のイメージ



- ・地域の病院、拠点病院、回復期病院の役割分担が進み、連携が強化。
- ・発症から入院、回復期、退院までスムーズにいくことにより早期の社会復帰が可能に

包括的マネジメント

- ・在宅医療連携拠点
- ・地域包括支援センター
- ・ケアマネジャー

- ・医療から介護への円滑な移行促進
- ・相談業務やサービスのコーディネート

2012年は地域包括ケア元年

※数字は、現状は2011年、目標は2025年のもの

地域医療・介護一括法成立可決(2014年6月18日)

医療

基金の創設： 医療提供体制を見直す医療機関などに補助金を配るための基金を都道府県に創設(2014年度)

病床機能報告制度： 医療機関が機能ごとの病床数を報告する制度を導入(2014年10月)

地域医療構想： 都道府県が「地域医療構想」を作り、提供体制を調整(2015年4月)

医療事故を第三者機関に届けて出て、調査する仕組みを新設(2015年10月)

「要支援」の人への通所・訪問看護サービスを市町村に移管(2015年4月から段階的に)

一定の所得がある利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げ(2015年8月)

所得が低い施設入居者向けの食費・部屋代補助の対象を縮小(2015年8月)

所得が低い高齢者の保険料軽減を拡充(2015年4月)

特養への新規入居者を原則「要介護3以上」に限定(2015年4月)

(カッコ内は施行時期)

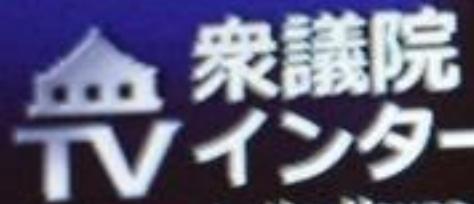
介護

2014年6月18日
可決成立



2014年5月14日衆院
厚生労働委員会で
強行採決！





TVインターネット審議中継

Welcome to the House of Representatives Internet-TV

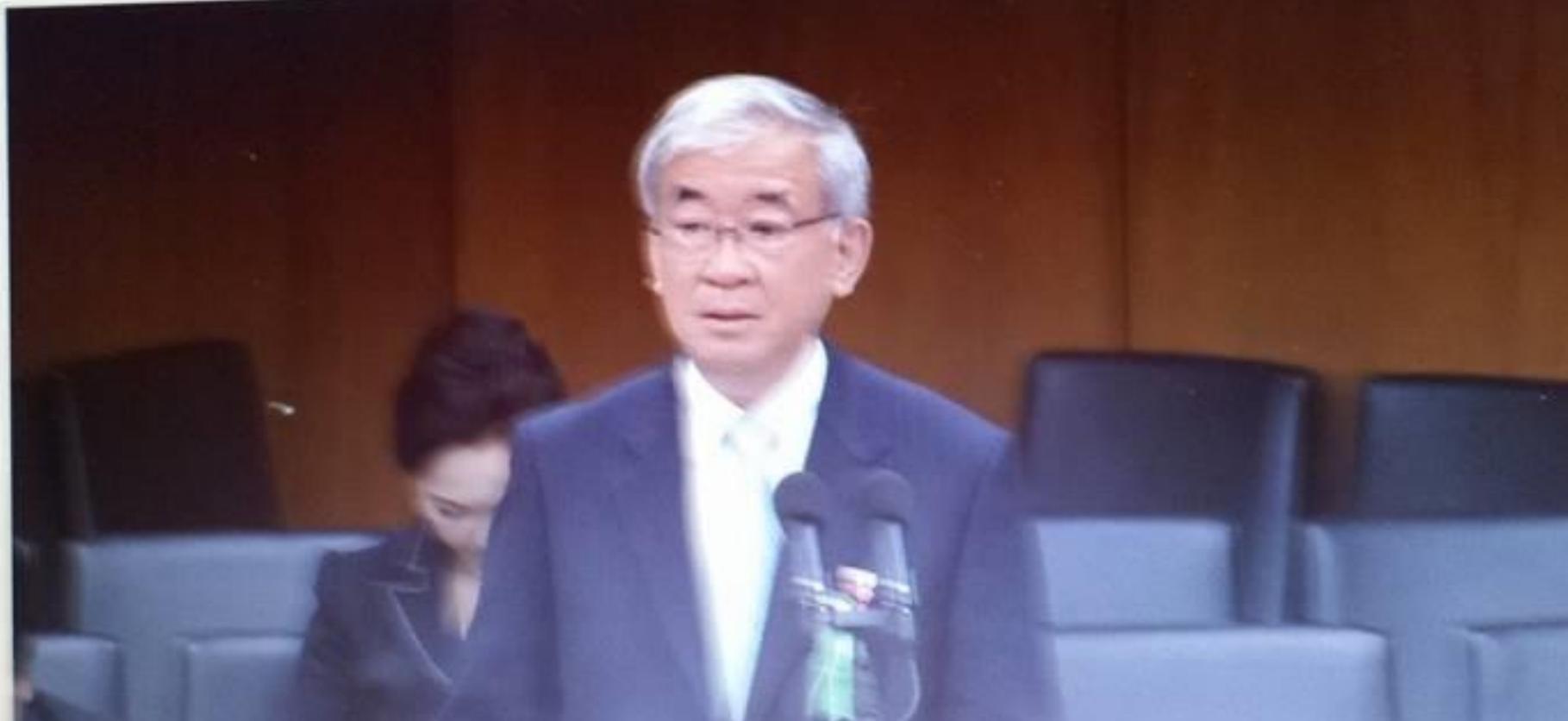
HOME

お知らせ

利用方法

FAQ

アンケート



強行採決の前日、5月13日衆議院厚生労働委員会参考人招致
「地域包括ケアシステムにおける看護師・薬剤師の役割と課題」

パート2

病床機能報告制度と 地域医療ビジョン



医療介護一括法可決成立(2014年6月18日)

病床機能報告制度と地域医療構想（ビジョン）の策定

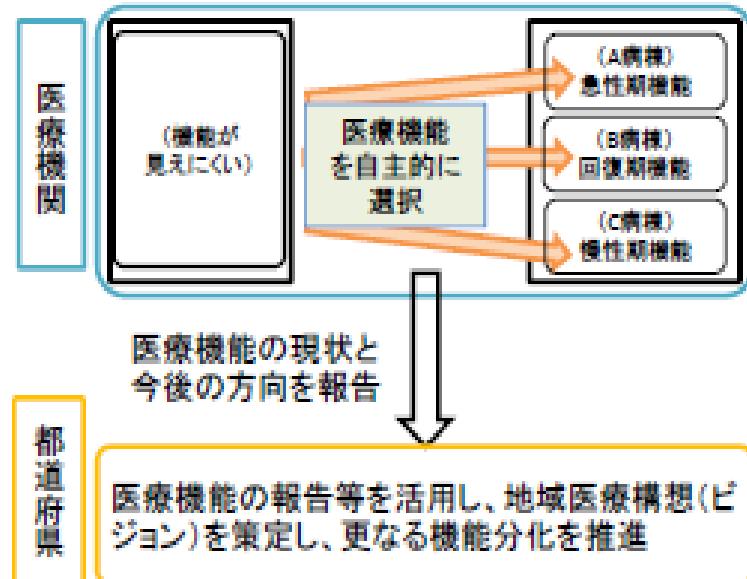
○ 病床機能報告制度（平成26年度～）

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

○ 地域医療構想（ビジョン）の策定（平成27年度～）

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。

国は、都道府県における地域医療構想（ビジョン）策定のためのガイドラインを策定する（平成26年度～）。



（地域医療構想（ビジョン）の内容）

- 2025年の医療需要
入院・外来別・疾患別患者数 等
- 2025年に目指すべき医療提供体制
・二次医療圏等（在宅医療・地域包括ケアについては市町村）ごとの医療機能別の必要量
- 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
例）医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、医療従事者の確保・養成等

医療機関が報告する医療機能

- ◎ 各医療機関(有床診療所を含む。)は病棟単位で(※)、以下の医療機能について、「現状」と「今後の方向」を、都道府県に報告する。
- ※ 医療資源の効率的かつ効率的な活用を図る観点から医療機関内でも機能分化を推進するため、「報告は病棟単位を基本とする」とされている(「一般病床の機能分化の推進についての整理」(平成24年6月急性期医療に関する作業グループ))。
- ◎ 医療機能の名称及び内容は以下のとおりとする。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

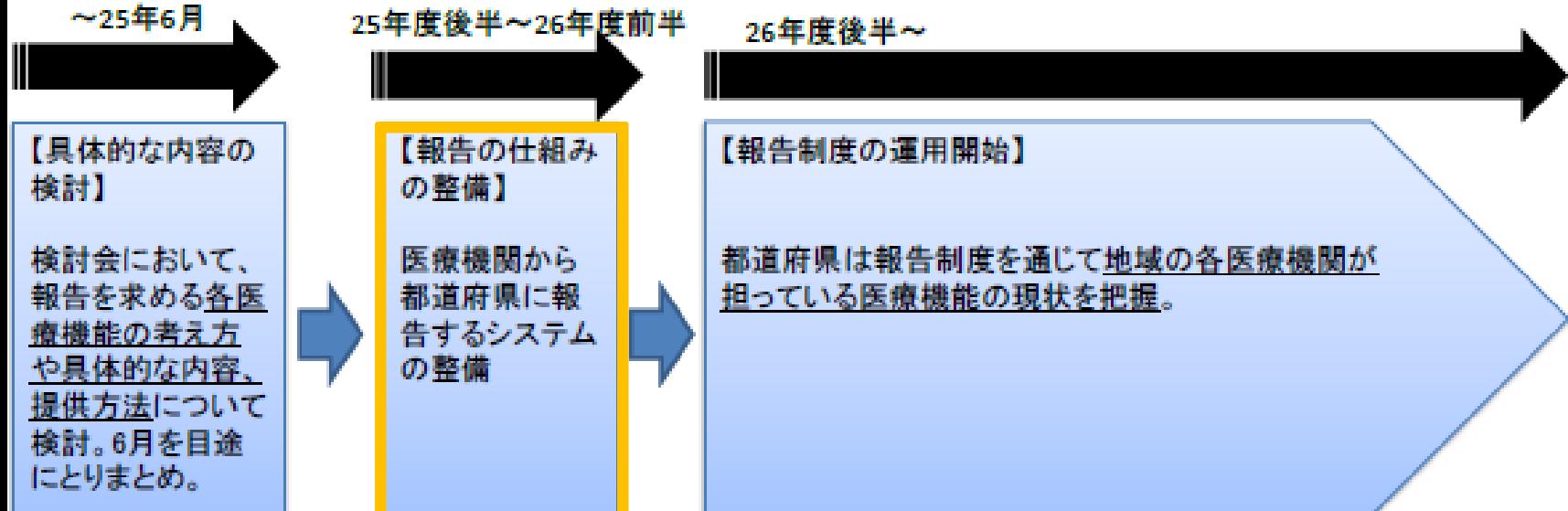
(注) 一般病床及び療養病床について、上記の医療機能及び提供する医療の具体的な内容に関する項目を報告することとする。

- ◎ 病棟が担う機能を上記の中からいずれか1つ選択して、報告することとするが、実際の病棟には、様々な病期の患者が入院していることから、提供している医療の内容が明らかとなるように具体的な報告事項を検討する。
- ◎ 医療機能を選択する際の判断基準は、病棟単位の医療の情報が不足している現段階では具体的な数値等を示すことは困難であるため、報告制度導入当初は、医療機関が、上記の各医療機能の定性的な基準を参考に医療機能を選択し、都道府県に報告することとする。

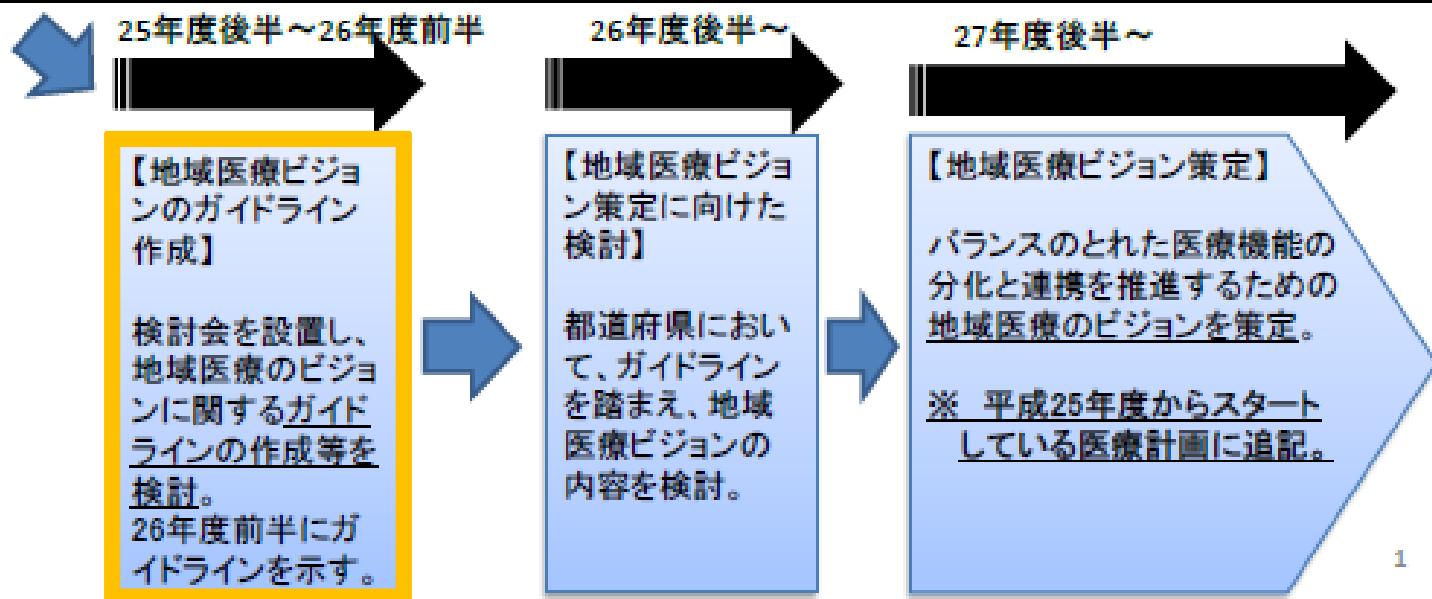
報告制度の導入と地域医療ビジョン策定までの流れ

第6回病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会	参考資料
平成25年5月30日	

報告制度



地域医療ビジョン

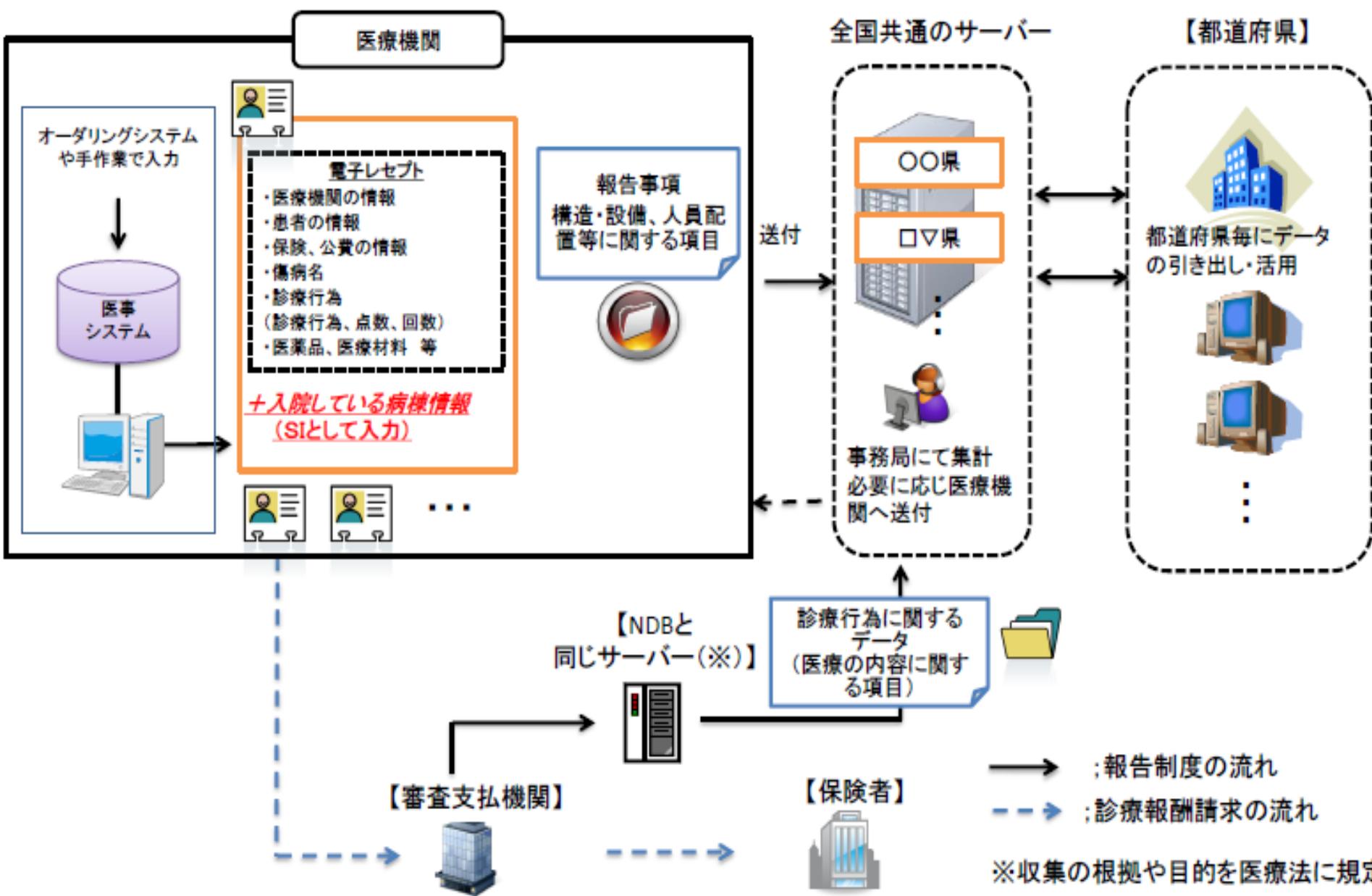


病床機能報告制度と地域医療ビジョン

- 報告項目
 - 人員配置・医療機器等
 - 医療機関が看護職数などの人員配置や医療機器などの設備について、厚労省が整備するサーバーへ送る項目（病棟単位23項目、病院単位22項目）
 - 手術・処置件数等
 - 手術件数や処置件数など、提供している医療の内容を「レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）」を活用して自動的に集計する項目（81項目）
- 地域医療構想（ビジョン）
 - 病床機能の「今後の方向」は6年後の方針性
 - 「地域医療構想（ビジョン）のためのガイドラインを策定する検討会」で議論

病床機能報告制度における集計等の作業について

別添2



7月時点で44万床(44%)が急性期として届けた

病床機能報告制度における機能別病床数の報告状況【速報値】

- 以下の集計は、12月19日時点でデータクリーニングが完了し、集計可能となった医療機関におけるデータを集計した速報値である。
 - ・報告対象となる病院7,432施設、有床診療所8,117施設のうち、11月30日までに病院6,808施設(91.6%)、有床診療所5,395施設(66.5%)が報告済み
 - ・このうち12月19日時点でデータクリーニングが完了した病院5,181施設(69.7%)、有床診療所3,774施設(46.5%)のデータを集計した。
 - ・集計対象施設における許可病床数合計は、939,462床
(cf. 医療施設調査(動態)における平成26年6月末時点の許可病床(一般、療養)の総数は1,339,640床)
 - ・今回の集計対象施設についても追加のデータ修正等が生じる可能性があり、集計内容は変動し得る。



	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
一般病床	153,052	437,613	46,280	63,911	700,856
療養病床	0	1,554	39,020	193,046	233,620
合計	153,052	439,167	85,300	256,957	934,476
構成比	16.4%	47.0%	9.1%	27.5%	100.0%

(注)集計対象施設のうち、2014年7月1日時点の病床の機能について未回答の病床が4,986床分あり、上表には含めていない。

病床機能区分ごとに基準病床数



社会保障審議会医療部会(部会長:永井良三・自治医科大学学長)
2013年10月4日

病床区分ごとの基準病床数

- ・ 社会保障審議会医療部会(部会長:永井良三・自治医科大学学長)2013年10月4日
- ・ 1案
 - － 新しい病床機能の定義を、次期医療法改正に盛り込んだ上で、現行の基準病床数(一般病床、療養病床を含む)に基づく新規開設、増床の許可に係る仕組みを適用する
- ・ 2案
 - － 医療法上の定義は変えないものの、病床機能報告制度の中で定量的な基準を設けて、著しい偏りがあるなどの場合、都道府県が一定の範囲内で補正できる仕組みを取り入れる。

病床区分ごとの基準病床数案に反対相次ぐ

- 日本病院会副会長 相沢孝夫氏
 - 「医療機関が必要な連携をしつつ、自主的に機能分化が進めるのが前提のはず。2つ目の案で、(病床数適正化に向けて)『誘導』との表現があるが、強制的に進めるようにしか見えない」。
- 日本医師会副会長 中川俊男氏
 - 1案について「病床基準数を法律で定めるというのは硬直的な案。5年後、10年後、何があるか分からず、柔軟に地域の医療機関が決められるようすべき」、2案についても、基準を定める方向性に不満を示した。
- 全国自治体病院協議会会长 辺見公雄氏
 - 「公的病院では、自主的なベッド削減をほとんどやっている。民間病院も経営の必要があり、上が決めなくても、ふさわしい医療をやっていく」
- 慶應義塾大学経営大学院教授の田中滋氏
 - 「がちがちに基準を決めるのは良くない」

第3案(修正案)

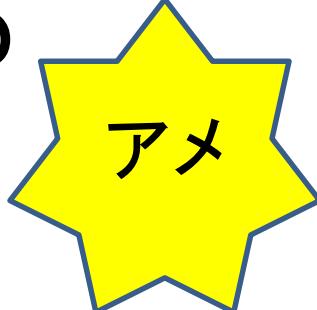
- 修正案

- 地域医療ビジョンで定めた医療機能の必要量に収斂させていくため、医療機関相互の「協議の場」を設置
- 医療機関に対して、協議の場への参加と合意事項への協力などを努力義務とする案
- 合意を無視して、必要量に照らして過剰な医療機能の病床を増やそうとする、あるいは何らかの事情により、協議が機能不全になったなどの場合に、都道府県によるペナルティー的な対応を行う
- ペナルティー案
 - ①医療機関名の公表、②各種補助金の交付対象や福祉医療機構による融資対象からの除外、③地域医療支援病院・特定機能病院の不承認・承認の取消



ムチ！

機能分化と連携を進める 医療機関に基金制度



AME

- 2014年度予算政府案
 - 厚生労働省が「新たな財政支援制度」として検討を進めている基金制度に、約602億円を充てる
 - 地方の負担分を含めた基金の総額は約904億円
 - **機能分化・連携を進める医療機関への補助財源**とするほか、現在は地域医療再生基金を活用して取り組む医療従事者の確保・養成を目的とする事業も補助対象とする予定
 - **地域包括ケアシステムの構築を推進する目的で、在宅医療・介護サービスの充実にも活用できるようにする方針**

地域医療構想策定ガイドライン等 に関する検討会



座長:遠藤久夫・学習院大学経済学部長

地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会 構成員名簿

(敬称略。五十音順)

相澤 孝夫	一般社団法人日本病院会副会長
安部 好弘	公益社団法人日本薬剤師会常任理事
石田 光広	稲城市役所福祉部長
◎ 遠藤 久美	学習院大学経済学部長
○ 尾形 裕也	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
加納 繁熙	一般社団法人日本医療法人協会会長代行
斎藤 利子	公益社団法人日本看護協会常任理事
榎木 章司	公益社団法人日本精神科病院協会政策委員会委員長
清水 信行	東京都奥多摩町福祉保健課長
武久 譲三	一般社団法人日本慢性期医療協会会长
土居 文朗	慶應義塾大学経済学部教授
宇川 徳男	公益社団法人日本医師会副会長
西薄 覧後	公益社団法人全日本病院協会会长
花井 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
蓮見 公雄	公益社団法人全国自治体病院協議会会长
本多 伸行	健康保険組合連合会理事
松田 智哉	産業医科大学医学部教授
山口 いくこ	NPO 法人ささえあい医療人権センター COML 理事長
渡辺 顯一郎	奈良県医療政策部長
和田 明人	公益社団法人日本歯科医師会副会長

※ ◎座長 ○座長代理

地域医療構想策定プロセス

構想区域の設定



構想区域における
医療需要の推計



地域医療構想調整会議における
医療提供体制(必要病床数)の協議

構想区域の設定

- ・ 構想区域とは2025年を見据えて、「地域における病床の機能分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域」のこと
- ・ 地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会(座長:遠藤久夫・学習院大学経済学部長 2014年10月17日)
- ・ 「現状の2次医療圏は、さまざまな課題を持っているとはいえる、他に代わる有効なものがあるわけではないので、これをベースにし、4つの要素を勘案するという、厚労省の提案がおおむね認められたと思う」
- ・ 「4つの要素」
 - (1) 人口規模
 - (2) 患者の受療行動(流出率・流入率)
 - (3) 疾病構造の変化
 - (4) 基幹病院までのアクセス時間等の変化

地域医療構想調整会議

- 地域医療構想策定ガイドラインに関する検討会(2014年11月21日)
- 地域医療構想調整会議
 - 地域医療構想(ビジョン)に関する「協議の場」
 - 議事、開催時期、設置区域、参加者の範囲・選定、参加の担保、合意の方法・履行の担保
 - ①病床機能と病床数、②病床機能報告制度の情報共有、③地域医療介護総合確保基金に関する都道府県計画、④地域包括ケアや人材の確保、診療科ごとの連携などビジョン達成の推進
 - 構想区域
 - 都道府県知事が適当と認める区域での設置、複数の調整会議を合同開催、議事に応じて地域・参加者を限定した開催、既存の会議対を活用した開催
- ビジョンは最終的には医療審議会が最終決定

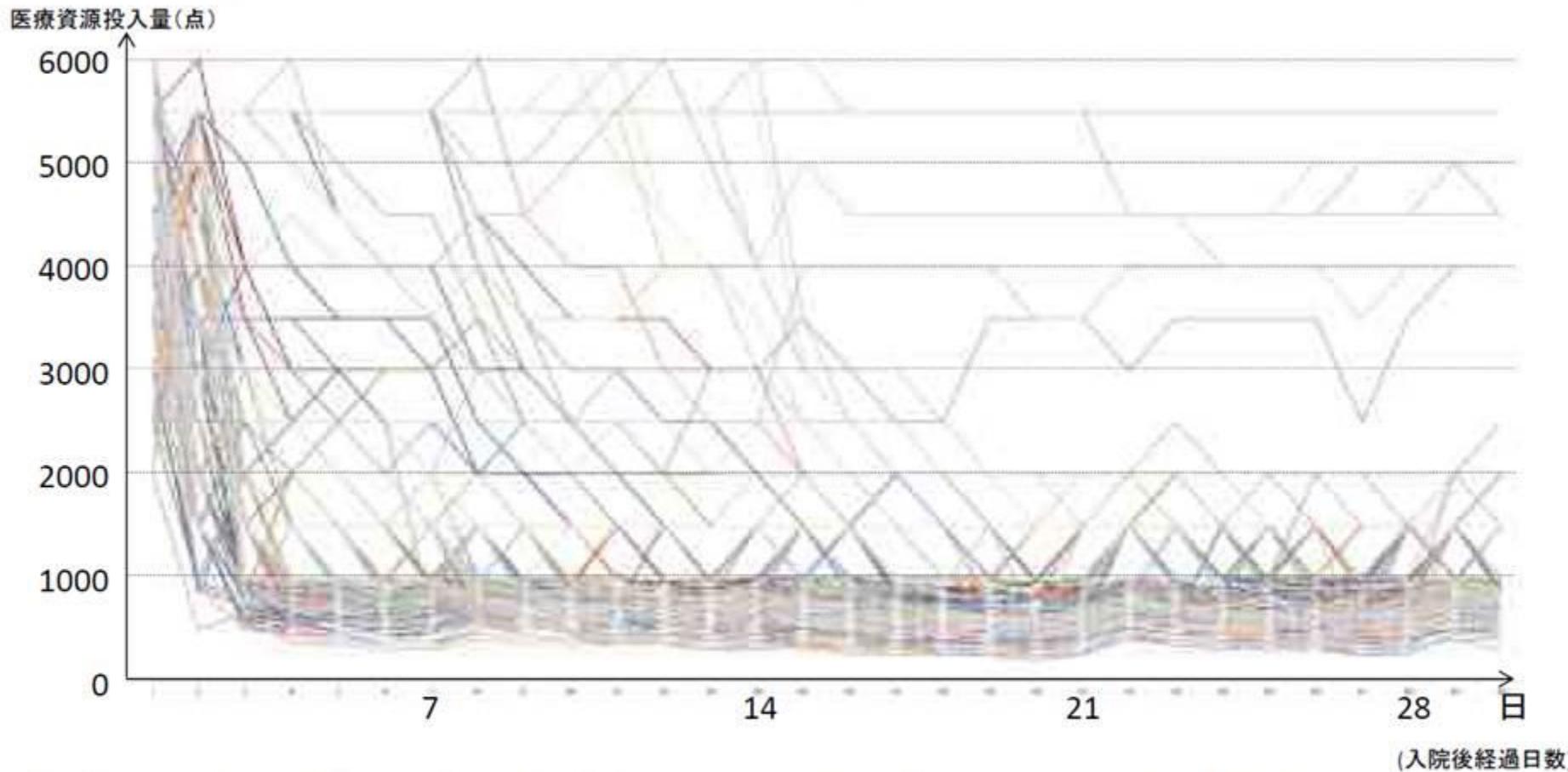
医療需要の推計

- 地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会(座長:遠藤久夫・学習院大学経済学部長、2014年10月17日)
- 2025年の医療需要(患者数)と病床の必要量の推計
 - 社会保障・税一体改革で2011年6月に行った推計の基本的考え方を基に、レセプトデータやDPCデータなどを活用して、推計を精緻化する方針でもほぼ合意
 - 厚労省は次回の10月31日の会議で、医療需要等の推計のたたき台を提示する予定だ。

医療需要から 病床機能別病床数を推計

- 地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会(2014年10月31日)
 - 1日当たりの「医療資源投入量」の多寡で医療需要(患者数)を推計→病床機能別病床数を推計
 - DPCデータとNDBから、患者に対する個別の診療行為を診療報酬の出来高点数に換算して入院日数や入院継続患者の割合などと比較して医療資源投入量を算出
 - 医療資源投入量(1日あたり入院医療費から入院基本料とりハを除いた出来高部分、医薬品、検査、手術、処置、画像など)
 - 医療資源投入量の高い段階から順に、高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能の4つの医療機能を位置付ける

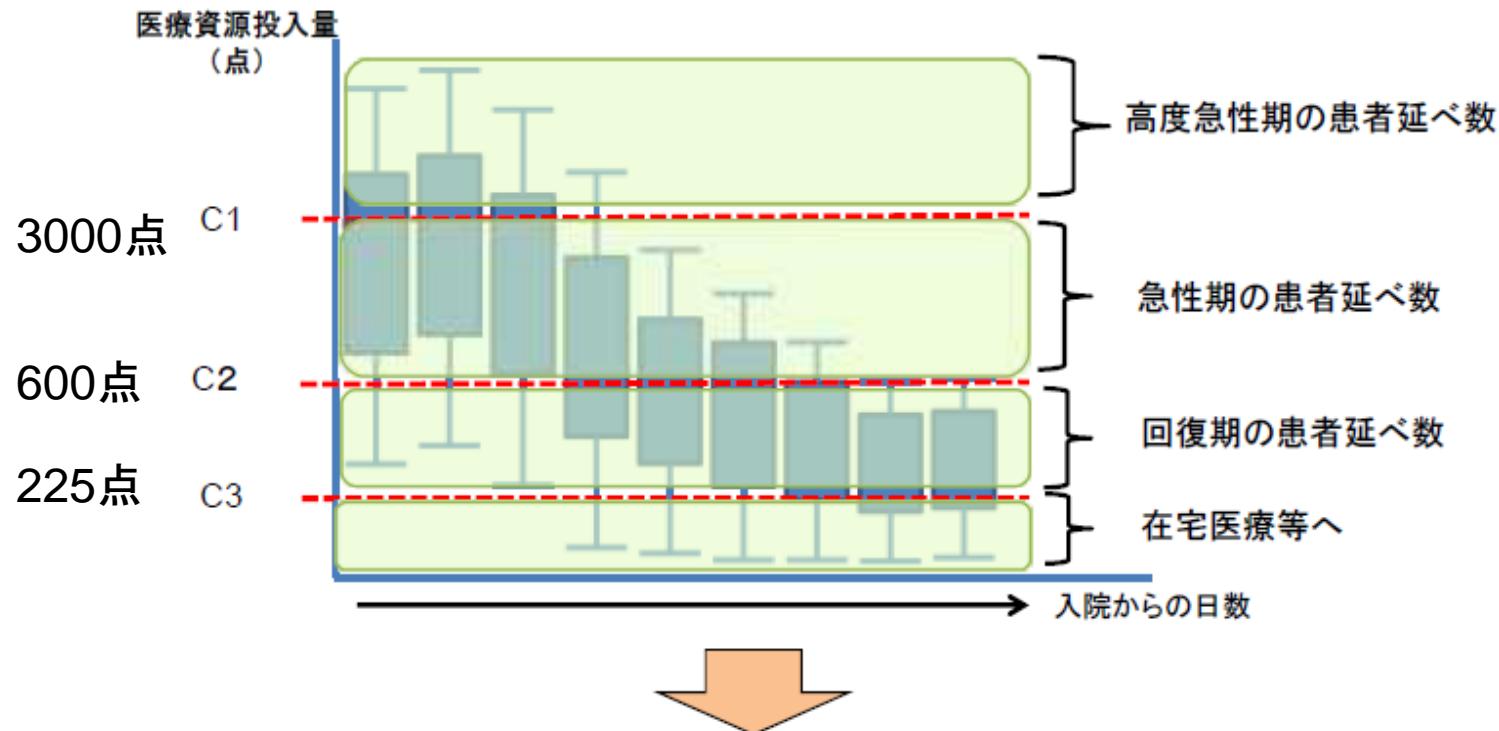
医療資源投入量(中央値)の推移 (入院患者数上位255のDPCの推移を重ね合わせたもの)



- 各DPCごとに1日当たりの医療資源投入量(中央値)を入院後経過日数順にプロットしたものを同一平面に重ね合わせたもの
- 患者数上位255のDPCについてプロット（平成23年度患者調査）
- 中央値は、1000点以上の場合、500点刻み、1000点未満の場合、50点刻みで集計

高度急性期機能、急性期機能、回復期機能の医療需要の考え方

- 医療資源投入量の推移から、高度急性期と急性期との境界点(C1)、急性期と回復期との境界点(C2)、回復期と在宅医療等との境界点(C3)となる医療資源投入量を分析。
- C1を超えている患者延べ数を高度急性期の患者数、C1～C2の間にいる患者延べ数を急性期の患者数、C2～C3の間にいる患者延べ数を回復期の患者数として計算。

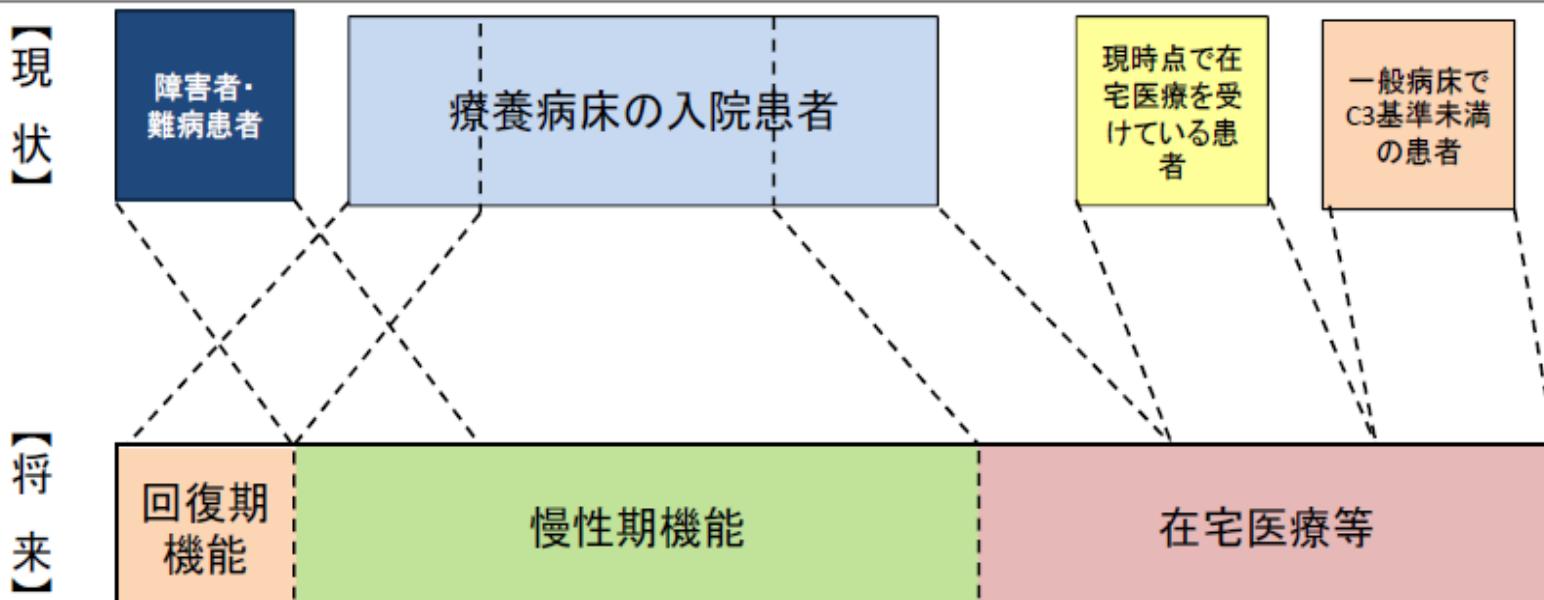


病床の機能別分類の境界点(C1～C3)の考え方【案】

	医療資源 投入量	基本的考え方	患者像の例
高度 急性期	3000	救命救急病棟やICU、HCUに加え、一般病棟等で実施するような重症者に対する診療密度が特に高い治療から、一般的な標準治療へ移行する段階における医療資源投入量	<ul style="list-style-type: none"> 心不全に対して非侵襲的人工呼吸器による呼吸補助を行い、肺動脈圧測定カテーテルや心エコー、血液検査、レントゲン等で綿密な評価を行なながら、利尿剤等による治療を実施している状態。まもなく呼吸器から離脱出来そうで、検査や評価の頻度も下げていけそうである。 <p>[例] 非侵襲的人工呼吸器+心エコー・心電図+観血的肺動脈圧測定+胸部レントゲン+点滴管理+薬剤+血液検査</p>
急性期	600	急性期における治療が終了し、医療資源投入量が一定程度落ち着いた段階における医療資源投入量	<ul style="list-style-type: none"> 急性胆管炎に対し、緊急で内視鏡的胆道ドレナージを行った。引き続き、抗菌薬治療を行い、全身状態は改善し、血液検査を実施した。 尿路感染症に対し、抗菌薬治療を行っている。熱が下がり、全身状態は回復しつつあり、食事を摂ることが出来ている。 <p>[参考] DPCデータ及びNDBのレセプトデータから、「医療資源投入量がおおよそ横這いとなって、落ち着く段階」の平均資源投入量を計算。 ※ 具体的には、DPCの入院期間Ⅱ及び入院期間Ⅲにおける全疾患の平均資源投入量を、入院期間Ⅱ及び入院期間Ⅲのそれぞれの患者数で加重平均。その後、NDBのレセプトデータも加えて、さらに補正。</p>
回復期	225	在宅等においても実施できる医療やリハビリテーションの密度における医療資源投入量	<ul style="list-style-type: none"> 誤嚥性肺炎に対する抗菌薬療法は終了し、全身状態は安定しているが、経口摂取は不安定で補液が必要。喀痰が多いため吸引を行っている。 大腸がんの手術後、経過は良好であったが、腸閉塞となり、絶飲食とし、補液およびイレウス管によるドレナージを行っている。 <p>[例] 補液+点滴管理+ドレーン</p>
在宅医療 等		○境界点に達してから退院調整等を行う期間の医療需要を見込む。	

慢性期機能および在宅医療等の需要の将来推計の考え方について

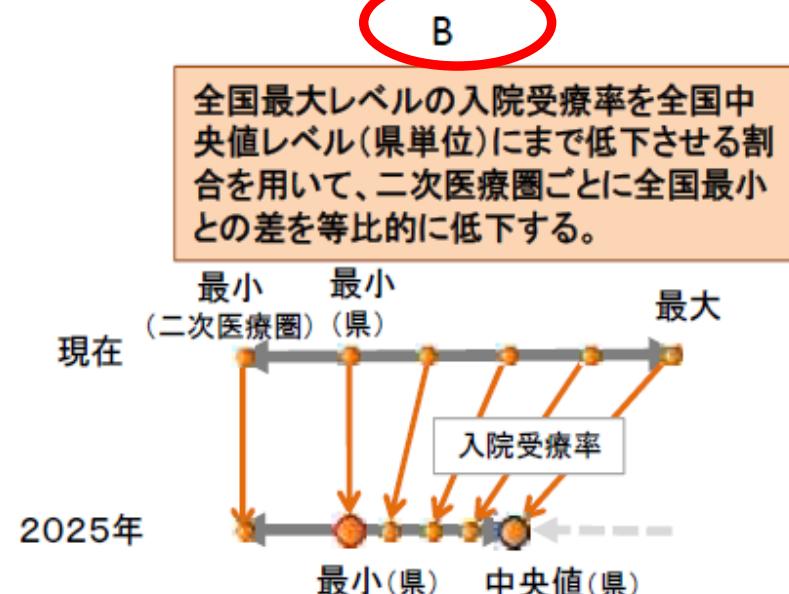
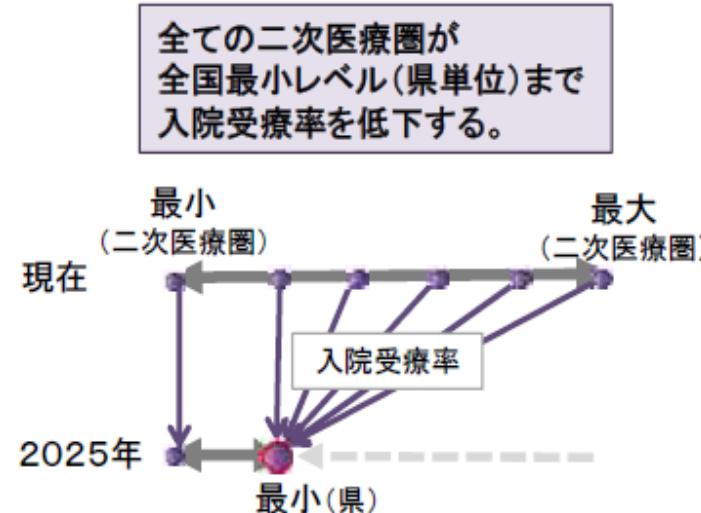
- 慢性期機能の医療需要及び在宅医療等（※）の患者の推計は、以下の考え方に基づき実施する。
- ① 一般病床の障害者・難病患者（障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院基本料及び特殊疾患入院医療管理料を算定している患者）は、慢性期機能の医療需要とする。
 - ② 療養病床の入院患者については、医療資源投入量とは別に、以下の考え方で慢性期機能及び在宅医療等の医療需要を計算する。
 - ・ 医療区分Ⅰの患者の〇%は、将来時点での在宅医療等の医療需要とする。
 - ・ その他の入院患者について、入院受療率の地域差があることを踏まえ、これを解消していくことで、将来時点の在宅医療等の医療需要を計算する。
(療養病床で回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している患者は、回復期の医療需要とする。)
 - ③ 一般病床でC3基準未満の医療資源投入量の患者については、在宅医療等の医療需要とする。
- ※ 居宅、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、その他、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、医療提供施設以外の場所における医療をさす。



地域の実情に応じた慢性期及び在宅医療等の需要推計の考え方【案】

- 慢性期の医療需要については、医療機能の分化・連携により、現在では療養病床で入院している状態の患者のうち一定数は、2025年には、在宅医療等(※)で対応するものとして推計する。
※ 居宅、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、その他、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、医療提供施設以外の場所における医療をさす。
- その際、療養病床については、現在、診療報酬が包括算定であるので、行われた診療行為が分からず、医療資源投入量に基づく分析ができない。また、地域によって、療養病床数や在宅医療の充実、介護施設の整備状況等は異なっている。
- よって、医療資源投入量とは別に、地域が、療養病床の患者を、どの程度、慢性期機能の病床で対応するか、在宅医療・介護施設で対応するかについて、目標を定めることとして、患者数を推計する。
その目標としては、現在、療養病床の入院受療率に地域差があることを踏まえ、この差を縮小しつつ、地域が一定の幅の中で目標を設定することとするため、B案としてはどうか。

【入院受療率の補正目標の設定案】A

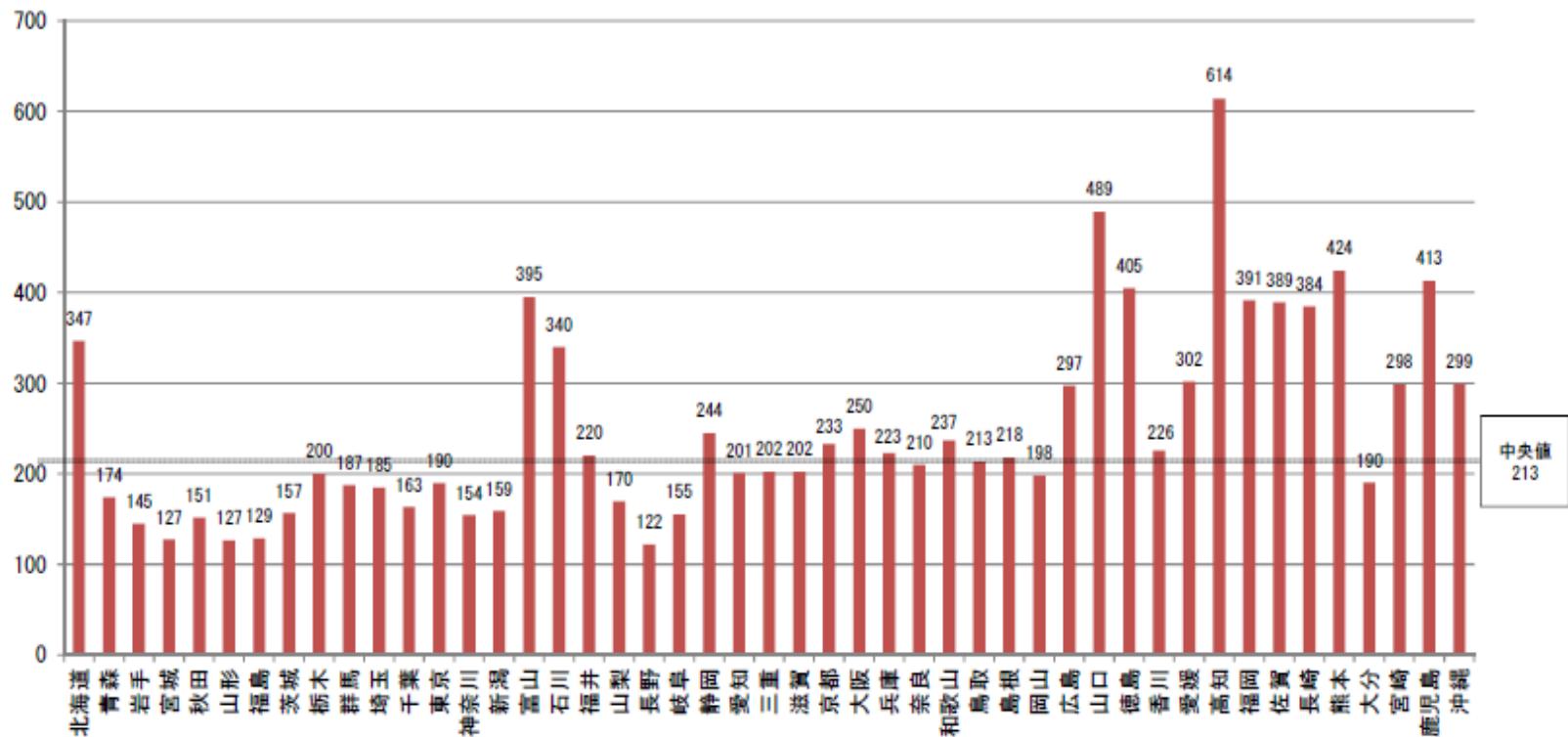


療養病床の都道府県別の性・年齢階級調整入院受療率（間接法）

都道府県の入院受療率が、全国平均の入院受療率と比べて高いかどうかを、性・年齢構成の影響を補正して示したもの。

【性・年齢階級調整入院受療率(間接法)(人口10万人対)の計算方法（平成23年患者調査、平成24年福島県患者調査、平成23年総務省人口推計調査）】

各都道府県の推計入院患者数÷各都道府県の期待入院患者数（ Σ [全国の性・年齢別入院受療率×各都道府県の性・年齢別推計人口]）× 全国の入院受療率

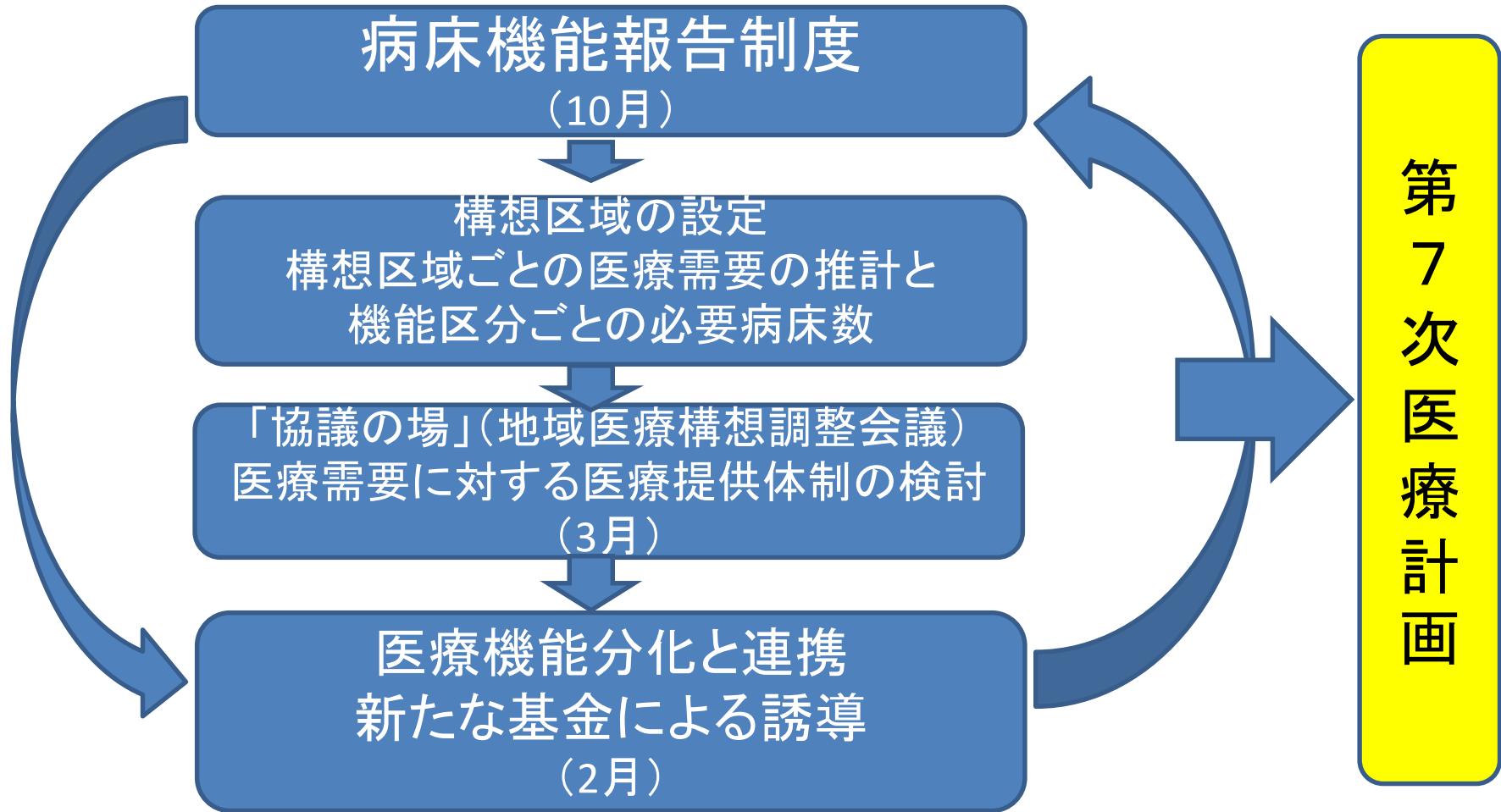


注：1) 都道府県の推計入院患者数は、患者住所別に算出したものである。

2) 福島県の数値については、東日本大震災の影響で平成23年患者調査実施しなかったため、平成24年福島県患者調査の結果を用いている。

3) 宮城県については石巻医療圏、気仙沼医療圏を除いた数値である。

地域医療構想の策定プロセス



PDCAサイクルを毎年繰り返す

2018年

構想区域(2次医療圏)ごとの病床機能区分別病床数(公表イメージ)

○○圏域(△△市、▲▲市……)のける医療機能ごとの病床の現状

- ・2014年7月1日時点の機能として、各医療機関が自主的に選択した機能の状況である
- ・1つの病棟に特定の患者だけが存在し、当該患者への医療だけを提供しているものではなく、実際の病棟の実情に即して、病棟内には様々な病期の患者が混在しており、各々の患者に応じた医療が提供されている。

施設名称	全体	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
A病院	○○床	○床	○床		
B病院	○○床		○床	○床	
C病院	○○床		○床	○床	
D病院	○○床			○床	○床
...	○○床			○床	
...	○○床				○床
A診療所	○○床		○床		
B診療所	○○床			○床	
...	○○床			○床	
...	○○床				○床

→ クリックで病院ごとのページへ

診療報酬における社会保障改革の実現に向けたスケジュール(粗いイメージ)

2012年 2014年 2016年 2018年 2020年 2022年 2024年 2025年

方向性

- ① 医療機関の機能の明確化と連携の強化
- ② 医療機関と在宅/介護施設との連携強化
- ③ 医療提供が困難な地域に配慮した医療提供体制の構築

診療報酬・介護報酬
同時改定①

診療報酬・介護報酬
同時改定②

診療報酬・介護報酬
同時改定③

診療報酬改定①

診療報酬改定③

診療報酬改定④

診療報酬改定②

2013年

2018年

地域医療
ビジョン
医療計画

報酬改定

医療計画

介護
保険
事業
計画

医療介護のあるべき姿



パート3

医療計画見直しと在宅医療



医療計画とは医療提供体制の基本計画

医療計画見直しスケジュール(案)



医療計画見直し等検討会

- 伊藤 伸一 日本医療法人協会副会長
- 尾形 裕也 九州大学大学院医学研究院教授
- 神野 正博 全日本病院協会副会長
- 斎藤 訓子 日本看護協会常任理事
- 末永 裕之 日本病院会副会長
- 鈴木 邦彦 日本医師会常任理事
- 池主 憲夫 日本歯科医師会常務理事
- 中沢 明紀 神奈川県保健福祉局保健医療部長
- 長瀬 輝誼 日本精神科病院協会副会長
- 伏見 清秀 東京医科歯科大学大学院教授
- 布施 光彦 健康保険組合連合会副会長
- ○武藤 正樹 国際医療福祉大学大学院教授
- 山本 信夫 日本薬剤師会副会長
- 吉田 茂昭 青森県立中央病院長



第1回検討会
2010年12月17日

4疾患5事業の見直しの方向性

- 4疾病

- ①がん
- ②脳卒中
- ③急性心筋梗塞
- ④糖尿病
- ⑤精神疾患

2次医療圏見直し

- 5事業

- ①救急医療
- ②災害医療
- ③べき地医療
- ④周産期医療
- ⑤小児医療

- * 在宅医療構築
に係わる指針を
別途通知する

在宅医療に係わる医療体制の 充実・強化



「医療計画の見直しについて」

～「在宅医療の体制構築に係る指針」のポイント～

○在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

⇒ 医療連携体制の中で在宅医療を担う医療機関等の役割を充実・強化するため、医療計画に定める他の疾病・事業と同様に「在宅医療の体制構築に係る指針」を示し、介護保険事業(支援)計画との連携を考慮しつつ、都道府県が達成すべき目標や施策等を記載することにより、医療計画の実効性が高まるよう促す。

○在宅医療に係る圏域の設定について

⇒ 在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく異なることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制(重症例を除く)や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

○疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

⇒ 疾病・事業ごとに効率的・効果的な医療体制を構築するためには、医療計画の実行性を高める必要があり、そのため、

- ・まず、全都道府県で入手可能な指標等を指針に位置づけ、都道府県がその指標を用いて現状を把握すること
- ・さらに、把握した現状を基に課題を抽出し、課題を解決するに当たっての数値目標を設定し、その目標を達成するための施策・事業を策定すること
- ・また、定期的な評価を行う組織(医療審議会等)や時期(1年毎等)を明記し、施策・事業の進捗状況等の評価を行うとともに、必要に応じて施策・事業を見直すこと
- ・最後に、これらの情報を住民等に公開すること

といったプロセスを「医療計画作成指針」に明示した。

「在宅医療指針」

- 国立長寿医療研究センターが中心になって取りまとめた「在宅医療体制構築に係る指針案」を参考にする方針。
 - 24時間365日、患者の生活の視点に立った多職種連携医療の確保
 - 看取りまで行える医療のための連携体制
 - 認知症の在宅医療の推進
 - 介護との連携などの観点から、各都道府県が地域の実情に合わせて計画を策定すべき

2012年診療報酬改定と 在宅医療



2月10日中医協答申

2012年診療報酬改定と 在宅医療



2012年診療報酬改定基本方針

- ・ 社会保障審議会医療部会・医療保険部会（12月1日）
- ・ 2つの重点課題と4つの視点
- ・ 2つの重点課題
 - － ①急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減
 - － ②医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化の推進および地域生活を支える在宅医療などの充実

在宅療養支援診療所・病院



06年 在宅療養支援診療所の新設

特養、有料老人
ホーム、ケアハウスの
入居者で末期がんの患者に
対する訪問診療料が算定できる



特養
有料老人
ホームなど

死亡前24時間以内に
訪問して患者を看取れば
1万点

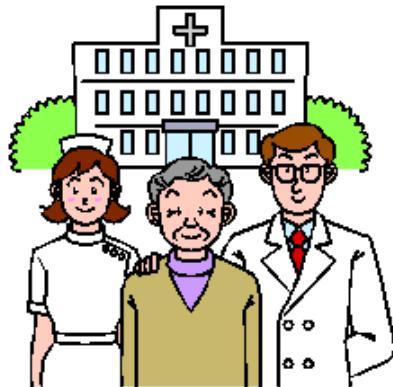


B診療所
(連携先)



在宅療養支援
診療所

往診料や訪問
診察料に高い
加算



A診療所と連携している
B診療所(またはC病院)
がA診療所の代行で訪問
診療を行えば、在宅療養
支援診療所なみの高い診療
点数を算定できる

在宅療養支援診療所

湘南なぎさ診療所

湘南なぎさ診療所

診療日 月曜日～土曜日

診療時間 9:00～17:00

診療科目

・内科 ・外科 ・皮膚科

担当 医師 安達



在宅医療専門の診療所の 外来の位置づけ

規制改革会議

「在宅診療を主として行う診療所の
開設要件の明確化」

在宅医療を専門に行う保険医療機関について

中医協 総-3
25.10.30

1. 在宅医療を専門に行う保険医療機関を認めていない趣旨

- 健康保険法第63条第3項において、療養の給付を受けようとする者は、保険医療機関等のうち、自己の選定するものから受けるものとする（いわゆるフリーアクセス）とされている。
- この前提として、被保険者が保険医療機関を選定して療養の給付を受けることができる環境にあることが重要であり、健康保険法の趣旨から、保険医療機関は全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を有することが必要であるとして、「外来応需の体制を有していること」を保険医療機関に求める解釈上の運用をしている。（法令上、明確に規定された要件ではない）
- なお、在宅医療を専門に行う保険医療機関を認めた場合は、当該地域の患者の受診の選択肢が少なくなるおそれ、当該保険医療機関の患者が急変時に適切な受診ができないおそれ等が考えられる。

2. 外来応需の体制確保の指導

- 厚生局における保険医療機関の指定申請の受付の際などに、必要な場合は、健康保険法の趣旨から、外来応需の体制を確保するよう指導を行っており、在宅医療を専門に行つ保険医療機関は認めしていない。
- しかし、全国一律の運用基準や指針などではなく、厚生局によって、指導内容や方法等に違いがあるとの指摘がある。

＜参考＞

- 健康保険法
 - 第63条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。
 - 一～五（略）
 - 2（略）
 - 3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。
 - 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）
 - 二・三（略）
- 「被災地の医療機関等に対する診療報酬上の緩和措置について」（平成23年9月7日 中医協 総-8）
 - ・周囲に入院医療機関が不足している等、やむを得ない場合には、当該医療機関において外来を開かず、在宅医療のみを行う場合であっても保険医療機関として認めることとする。[現在は、福島県内の利用可能]

第253回中央社会保険医療協議会（H25.10.30）における主なご意見

＜在宅医療専門の医療機関には問題があるとの意見＞

- 互いに顔が見えて気心の知れた、かかりつけ医の機能の延長としての在宅医療が望ましい。かかりつけ医が在宅医療を担うのが一番よく、在宅医療を主とした医療機関でも、外来のノウハウを持つべき。
- 在宅専門医療機関の一部は、いわゆるサクランボ摘み的なところがある。つまり軽症者をたくさん集めて、掛け合わせれば大きな利益が得られる。でも、重症者にはなかなか対応してくれないことがある。

＜在宅医療の供給体制を確保することを優先すべきとの意見＞

- 現実に、診療所の少数の医師が24時間在宅での対応をするのは医師の負担が大きすぎる。訪問診療の提供には、いろいろな形態があってよい。
- 在宅医に外来を求ることで、在宅医療全体のキャパシティーが減ってしまう。在宅医療のニーズは増えるが、供給体制が十分に賄えないでの、当面は今のまま進んでよい。

＜主治医・かかりつけ医の機能の充実を図るべきとの意見＞

- 在宅医療、訪問医療を含めて、主治医、かかりつけ医機能をどうやって充実させていくかというほうに議論を集中させたほうが、得策ではないか。
- 在宅医療が、今のかかりつけ医・主治医の機能とどのように連携するべきかを考える必要がある。在宅医療専門機関とかかりつけ医・主治医機能を別々のものとして考える必要はない。

外来応需体制の運用のあり方について

【課題】

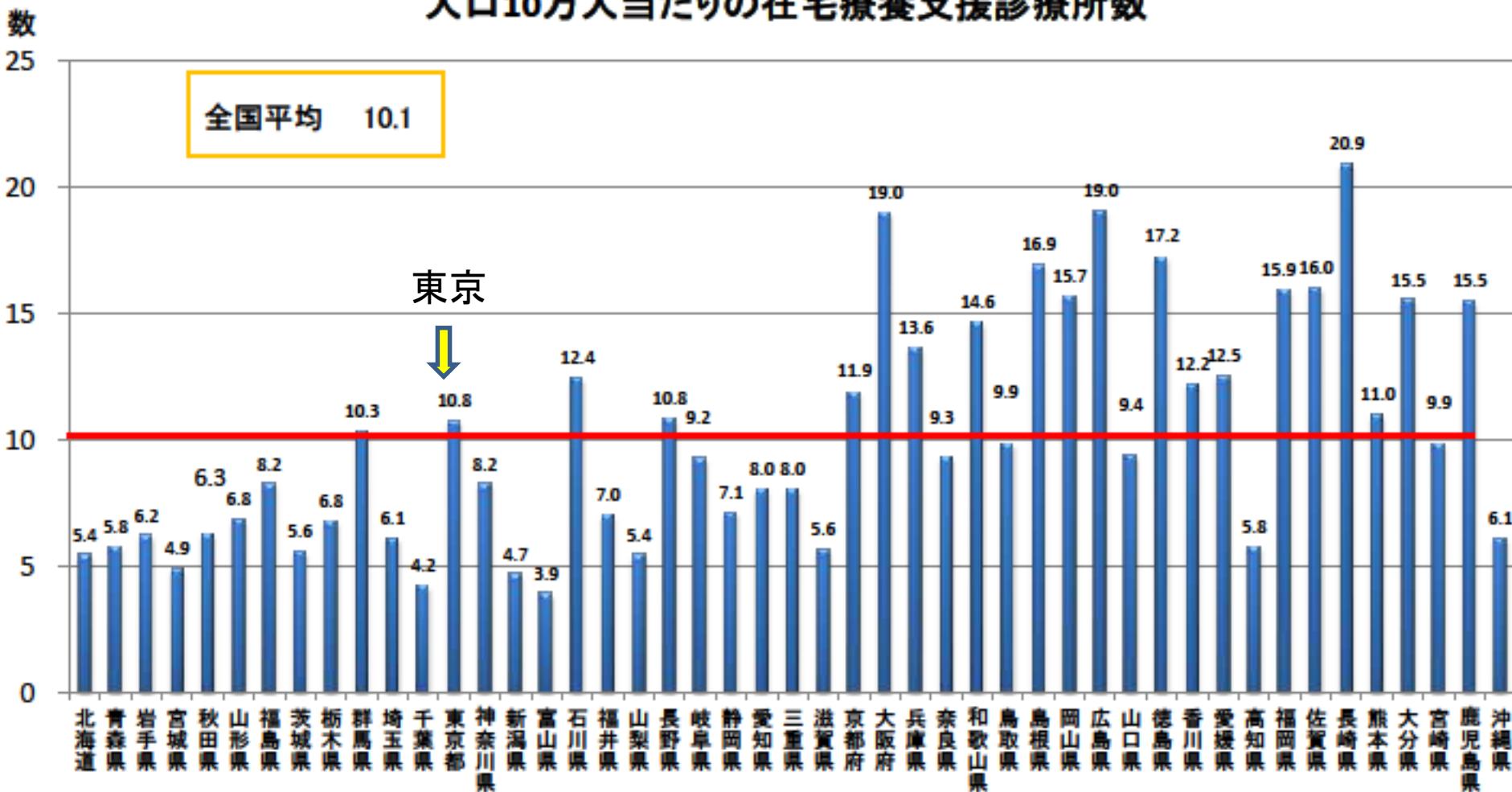
- ・健康保険法の趣旨から、保険医療機関は全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を有することが必要であるとして、「外来応需の体制を有していること」を保険医療機関に求める解釈上の運用をしている。
- ・法令上明確に規定された要件ではなく、要件が客観的でないことなどから、地域によって指導内容や方法等に違いがあるとの指摘がある。また、規制改革実施計画において、外来応需体制を求める運用の在り方を検討し、結論を得ることとされている。
- ・在宅医療を専門に行う医療機関については、軽症者を集めて診療するなどの弊害が生じやすいとの意見や、24時間体制など在宅医療の供給体制確保を優先すべきといった意見がある。



- 外来応需体制のあり方については、健康保険法第63条第3項に基づく開放性の観点からは、提供範囲内の被保険者の求めに応じて、医学的に必要な場合の往診や、訪問診療に関する相談に応需することなど、客観的な要件を示すことを検討してはどうか。
- 在宅医療の質と供給体制確保を図るため、在宅医療に対する評価については、在宅医療の専門性に対する評価や、在宅医療を中心に提供する医療機関が軽症者を集めて診療するなどの弊害が生じないような評価のあり方を含め、更に議論を進めるべきではないか。

人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援診療所数

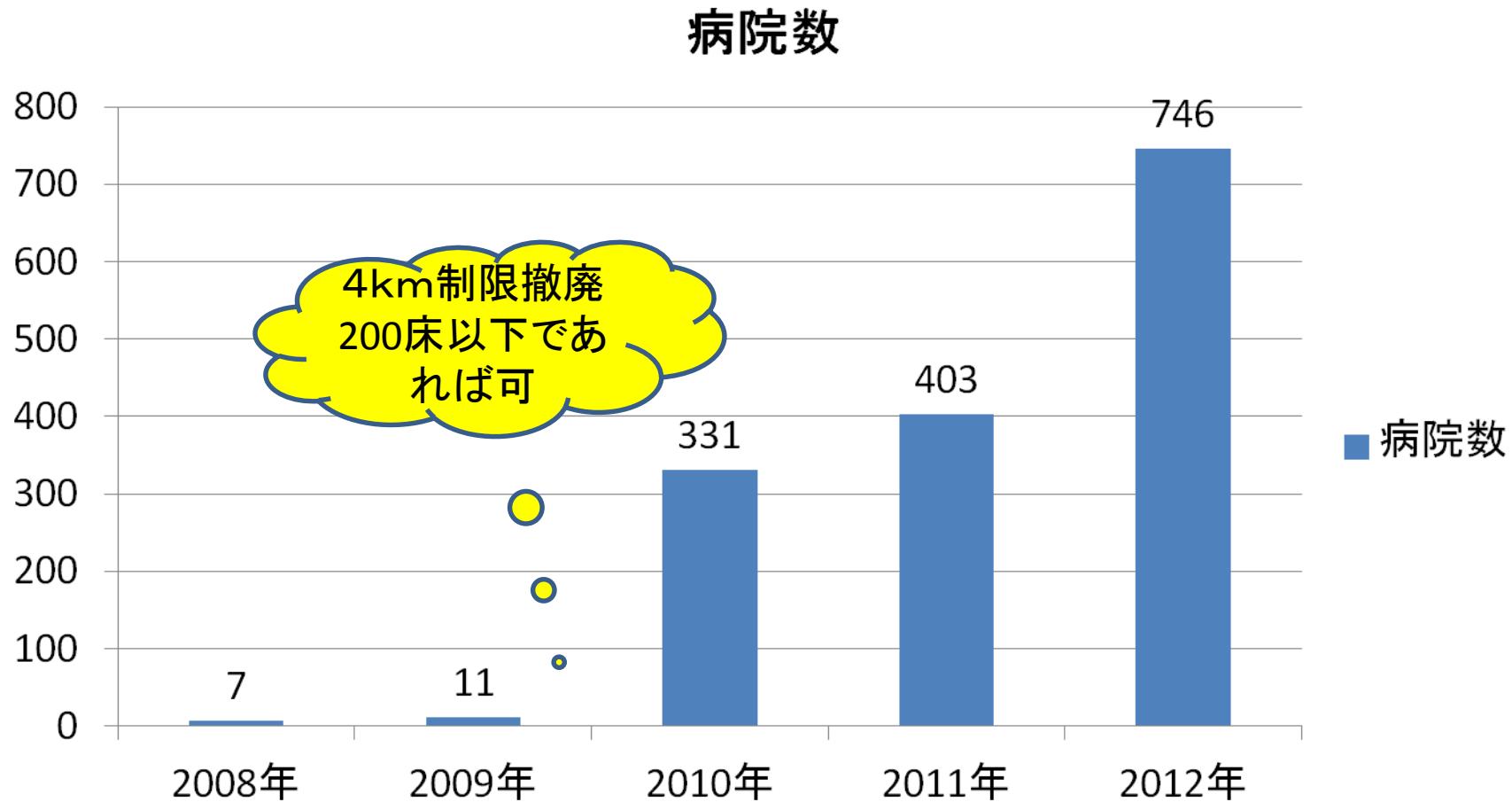
人口10万人当たりの在宅療養支援診療所数



在宅療養支援病院の規制緩和 (2010年診療報酬改定)

- 2008年診療報酬改定
 - 在宅療養支援病院の要件は「半径4km以内に診療所が存在しないもの」とされていたので、僻地等地域において在宅療養を提供する診療所がない地域のみに限定されていた
 - このため届け出は11病院に限定
- 2010年診療報酬改定
 - 4Km要件が撤廃され、しかも200床以下の病院で取得が可能となった
 - この要件撤廃の影響により在宅療養支援病院が急増

在宅療養支援病院数の推移



医療法人財団厚生会古川橋病院

東京都で第1号の在宅療養支援病院

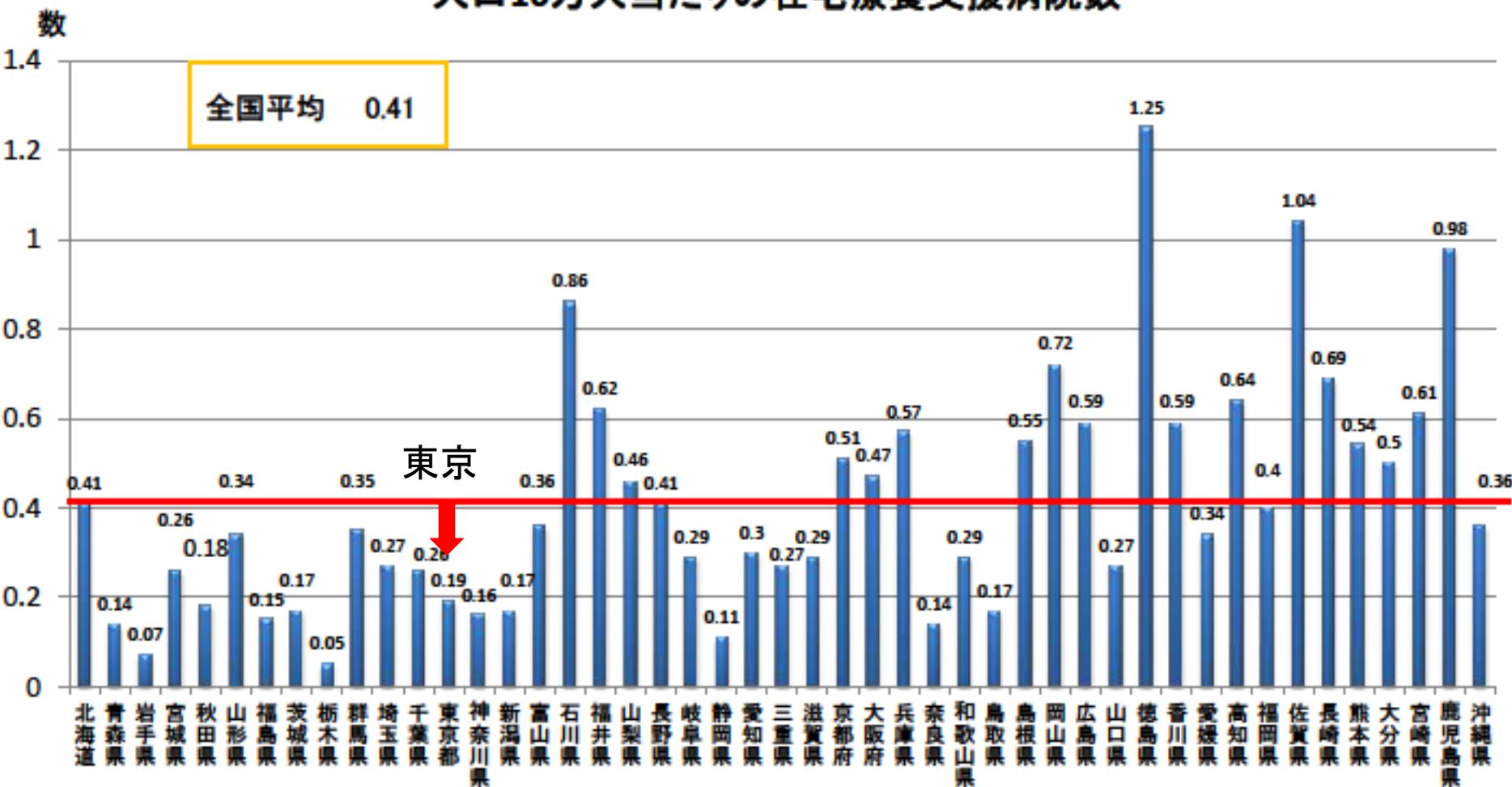
- 在宅療養支援病院 港区南麻布2丁目
 - 一般病床 49床
 - 介護老人保健施設 40床
 - 介護予防機能訓練施設 20名
 - 居宅介護支援事業所
 - 健診センター



鈴木先生

人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援病院数

人口10万人当たりの在宅療養支援病院数

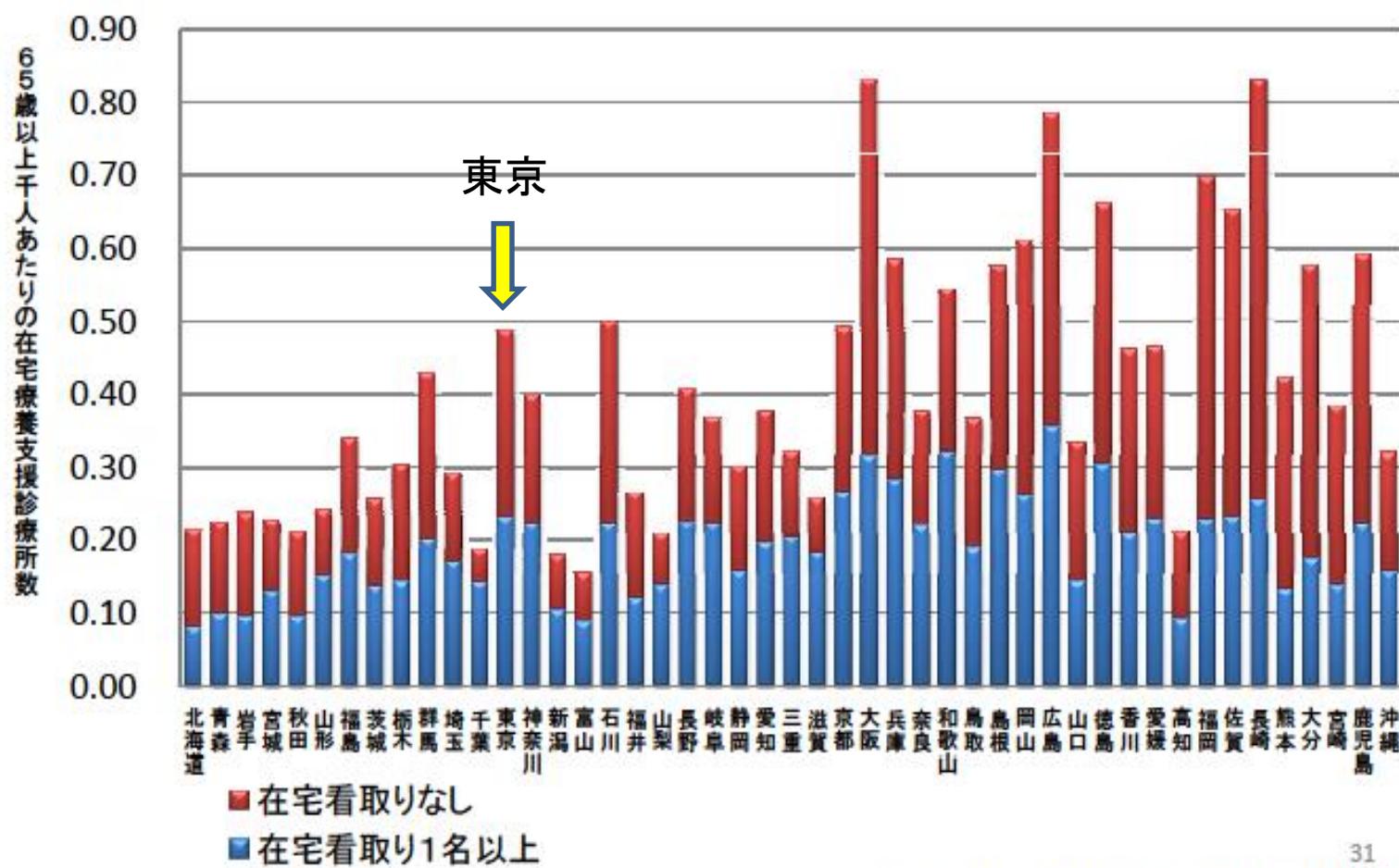


保険局医療課データ 平成23年7月

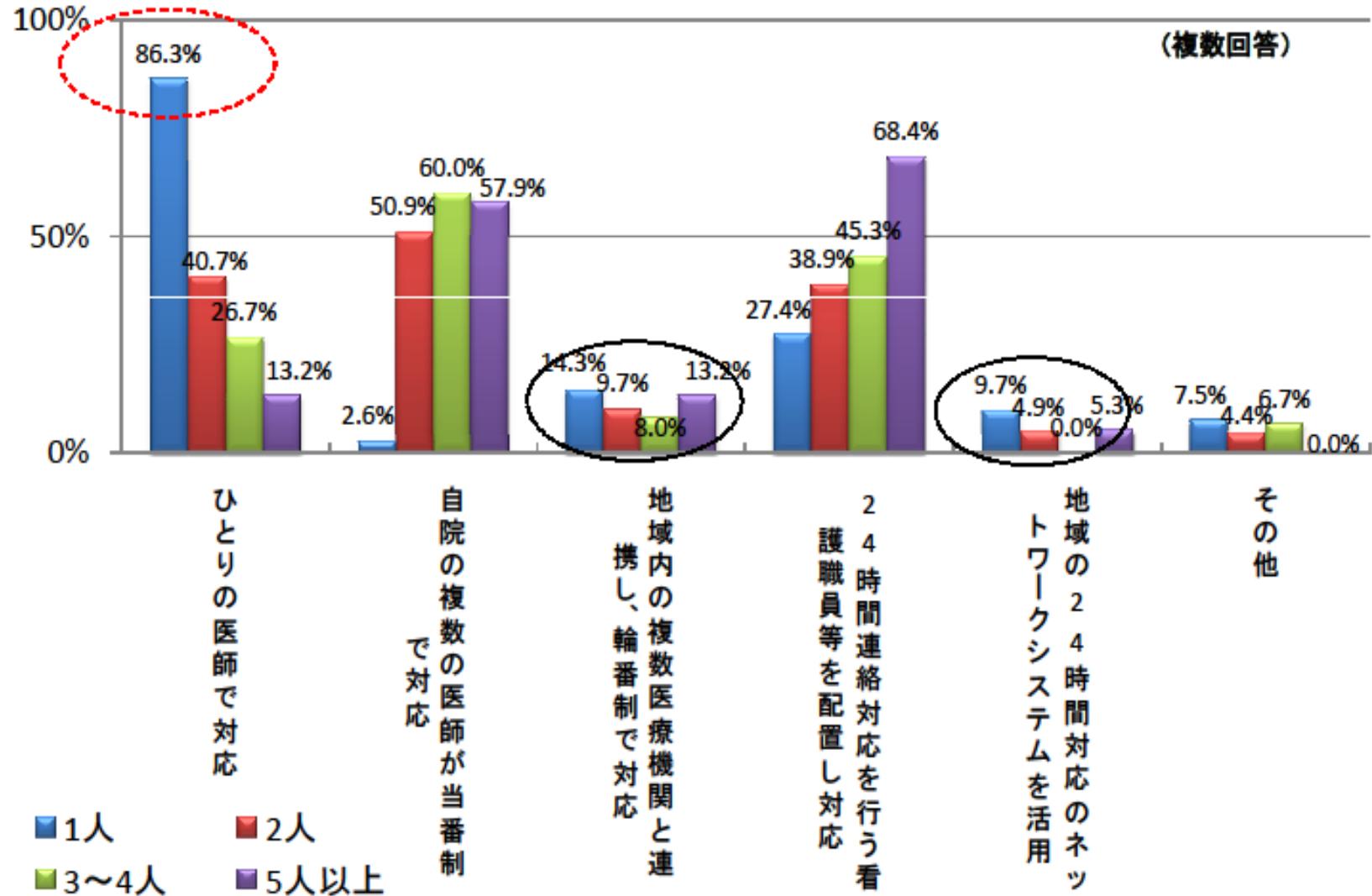
在宅療養支援診療所・病院の 課題と対策

少ない在宅看取りと
機能強化型在宅療養支援診療所・病院

在宅療養支援診療所数(65歳以上千人あたり) <都道府県別分布>



在宅療養支援診療所における緊急時の連絡体制(複数回答)



出典)日本医師会総合政策研究機構

「在宅医療の提供と連携に関する実態調査」在宅療養支援診療所調査

(n=1,228 無回答を除く)

機能強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価(2012年診療報酬改定)

- ①従前の在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の要件に以下を追加する。
 - イ 所属する常勤医師3名以上
 - ロ 過去1年間の緊急の往診実績5件以上
 - ハ 過去1年間の看取り実績2件以上



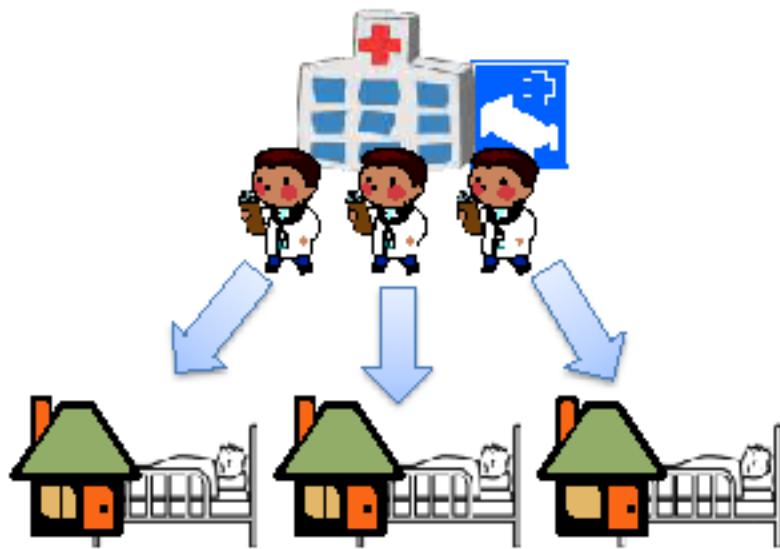
機能強化型
在宅療養支援診療所
在宅療養支援病院

機能強化した在宅療養支援診療所・ 在宅療養支援病院等への評価

- ②複数の医療機関が連携して①の要件を満たすことも可とするが、連携する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - イ 患者からの緊急時の連絡先の一元化を行う
 - ロ 患者の診療情報の共有を図るため、連携医療機関間で月1回以上の定期的なカンファレンスを実施
 - ハ 連携する医療機関数は10未満
 - ニ 病院が連携に入る場合は200床未満の病院に限る

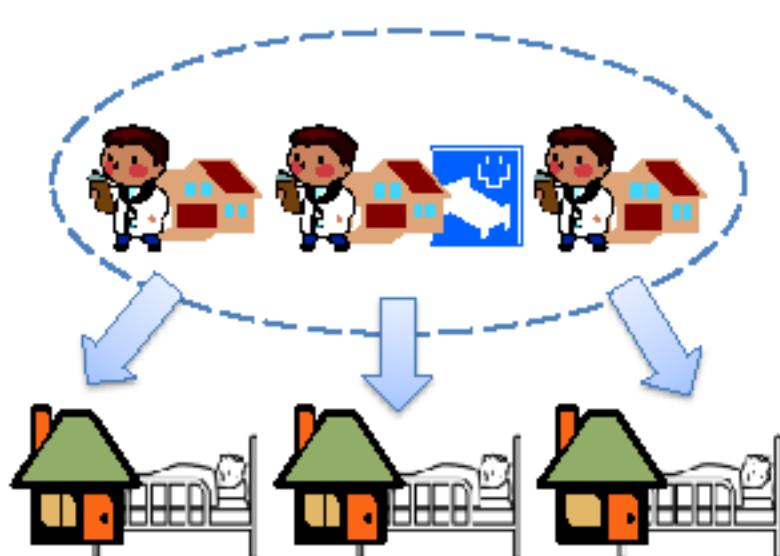
機能を強化した在宅療養支援診療所/病院のイメージ(改定後)

単独強化型



- ・3名以上の医師が所属する診療所が在宅医療を行う場合
- ・複数の診療所がグループを組んで在宅医療を行う場合をともに評価。
- ・さらに、ベッドを有する場合を高く評価。

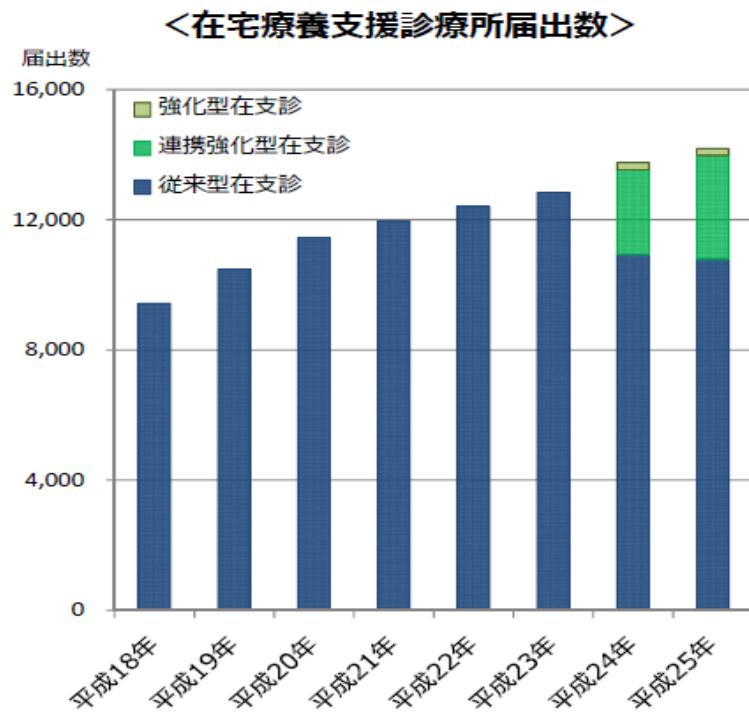
連携強化型



	従来型の在支診・在支病	強化型在支診・在支病
○往診料		
緊急加算	650点	750点(病床有850点)
夜間加算	1,300点	1,500点(病床有1,700点)
深夜加算	2,300点	2,500点(病床有2,700点)
○在宅時医学総合管理料		
処方せん有	4,200点	4,600点(病床有5,000点)
処方せん無	4,500点	4,900点(病床有5,300点)
○特定施設入居時等医学総合管理料		
処方せん有	3,000点	3,300点(病床有3,600点)
処方せん無	3,300点	3,600点(病床有3,900点)
○在宅ターミナル加算		
ターミナルケア加算	4,000点	5,000点(病床有6,000点)
看取り加算	3,000点	3,000点(病床有3,000点)
○在宅がん医療総合診療料		
処方せん有	1,495点	1,650点(病床有1,800点)
処方せん無	1,685点	1,850点(病床有2,000点)

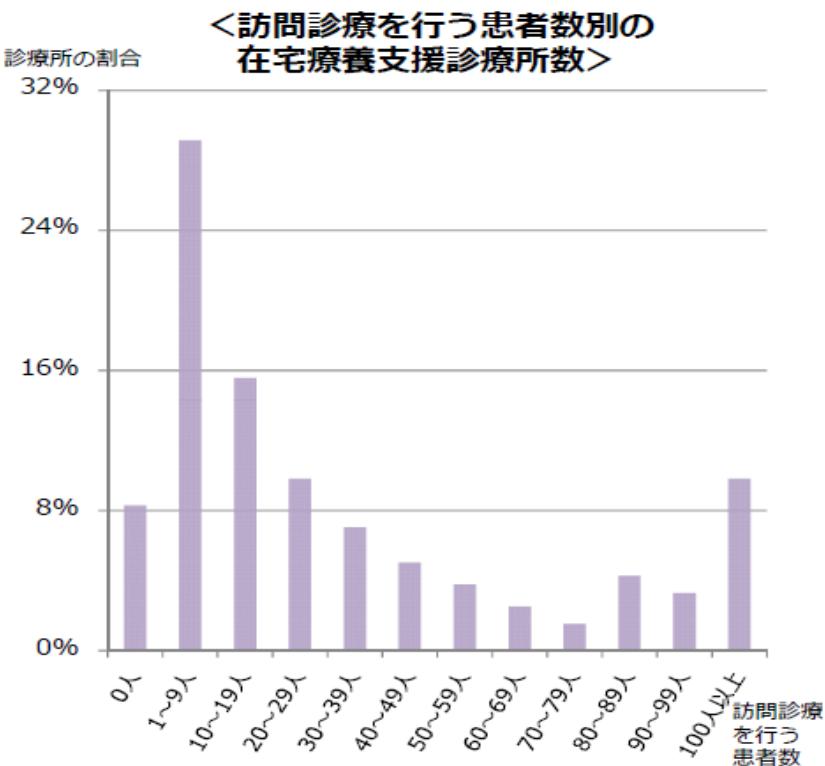
在宅療養支援診療所の届出数の推移と診療状況

- 在宅療養支援診療所の届出医療機関数は増加傾向にある。
- 在宅療養支援診療所のうち、訪問診療を行っている患者数が「1~9人」の医療機関が最も多い。



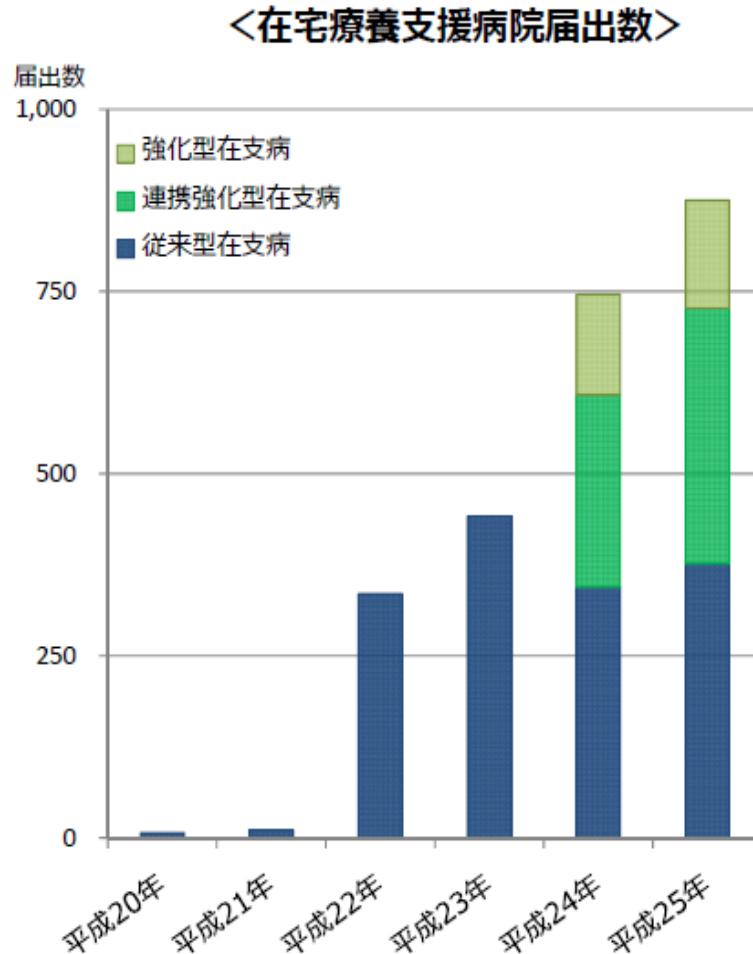
※連携強化型在支診については、連携医療機関平均数3.8

出典：保険局医療課調べ（平成25年7月1日時点）、平成26年度検証部会調査（在宅医療）



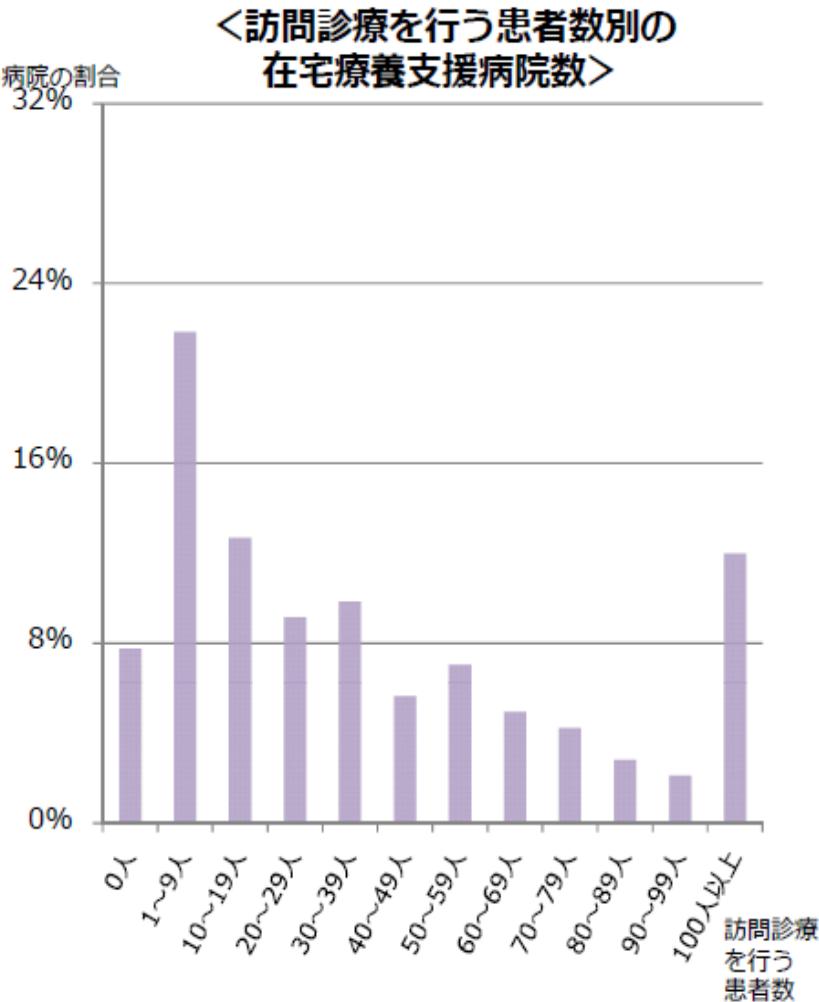
在宅療養支援病院の届出数の推移と診療状況

- 在宅療養支援病院の届出医療機関数は増加傾向にある。
- 在宅療養支援病院のうち、訪問診療を行っている患者数が「1~9人」の医療機関が最も多い。



※連携強化型在支病については、連携医療機関平均数3.4

出典：保険局医療課調べ（平成25年7月1日時点）、平成26年度検証部会調査（在宅医療）



2014年診療報酬改定

強化型在宅療養支援病院・診療所の
要件の厳格化が必須

機能強化型在支診等の評価

- ▶ 機能強化型在支診及び在支病について、実績要件を引き上げる。また、複数の医療機関が連携して機能強化型在支診及び在支病の基準を満たしている場合について、連携している各医療機関それぞれについても一定の実績を必要とする。

現行

- 在宅医療を担当する常勤医師3名以上
- 過去1年間の緊急往診の実績5件以上
- 過去1年間の在宅看取りの実績2件以上
- 複数の医療機関が連携して上記の要件を満たしても差し支えない。



改定後

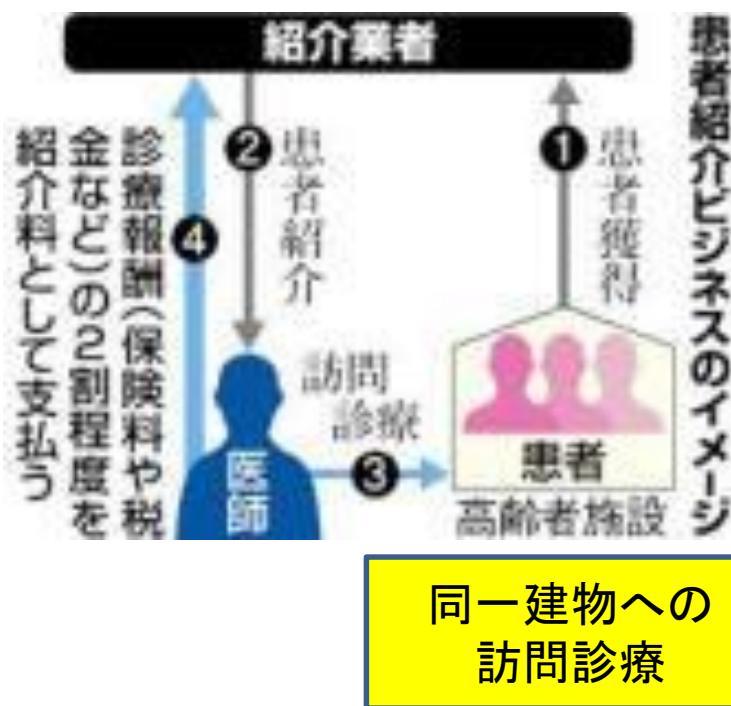
- 在宅医療を担当する常勤医師3名以上
- 過去1年間の緊急往診の実績10件以上
- 過去1年間の在宅看取りの実績4件以上
- 複数の医療機関が連携して上記の要件を満たしても差し支えないが、それぞれの医療機関が以下の要件を満たしていること。
 - イ 過去1年間の緊急往診の実績4件以上
 - ハ 過去1年間の看取りの実績2件以上

[経過措置]

- ① 平成26年3月31日時点で届け出ている場合は、平成26年9月30日までの間、上記の基準を満たしているものとする。
- ② 経過措置①の対象医療機関であって、平成26年9月30日の時点で単独型として届け出ているものについては、過去6月間の緊急往診の実績が5件以上かつ看取りの実績が2件以上の場合は、平成27年3月31日までの間、緊急往診及び看取りの実績基準を満たしているものとする。
- ③ 経過措置①の対象医療機関であって、平成26年9月30日の時点で連携型として届け出ている場合は、それぞれの医療機関が過去6月間の緊急往診の実績が2件以上かつ看取りの実績が1件以上あって、連携医療機関全体で経過措置②を満たしているものについては、平成27年3月31日までの間、緊急往診及び看取りの実績基準を満たしているものとする。

患者紹介ビジネス

- 朝日新聞の2日連続トップ記事(2013年8月)



患者紹介ビジネス
が問題となった！

在宅医療における患者紹介等の不適切な事例

患者の選択を制限するおそれがあると考えられる事例

- 高齢者用施設を新設するにあたり、特定の医師に入所者を優先的に紹介することの見返りとして、診療報酬の20%のキックバックを要求しているもの。



診療報酬を用いた経済的誘因により、診療の独占契約を結んでいるおそれがある

過剰な診療を惹起するおそれがあると考えられる事例

- 診療所の開設者の親族が経営する高齢者用施設の入居者約300名のみを対象に訪問診療を行っているもの。
(一日当たりの訪問患者数36.9人、一人当たりの平均訪問診療時間 5分22秒～10分、一ヶ月当たりの訪問診療回数 ほとんど4～5回／月)



患者の選択を制限しているおそれがあることに加え、過剰な診療を行っている可能性がある。

算定例

<例>強化型在支診・病院(病床有)が、集合住宅に月2回訪問診療を行った場合
 訪問診療料 200点 × 2回
 在宅時医学総合管理料 5,000点 × 1回 = 5,400点 + 処置料等

(参考)<特定施設等の場合>

訪問診療料	400点	×	2回	
特定施設入居時等医学総合管理料	3,600点	×	1回	= 4,400点 + 処置料等

(注)厚生労働省保険局医療課事務連絡(平成23年2月15日)に基づき、各地方厚生(支)局から報告された事例であり、一般的な状況を示すものではない。

出典:保険局医療課調べ 34

在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療③

在宅医療の適正化①

在宅医療を担う医療機関の量的確保とともに、質の高い在宅医療を提供していくために、保険診療の運用上、不適切と考えられる事例への対策を進める。

- 在宅時医学総合管理料(在総管)、特定施設入居時等医学総合管理料(特医総管)について、同一建物における複数訪問時の点数を新設し、評価を適正化するとともに、在支診・病以外の評価を引き上げる。

区分	機能強化型在支診・病				在支診・病		それ以外	
病床	病床有		病床無		—		—	
処方せん	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無
在総管	5,000点	5,300点	4,600点	4,900点	4,200点	4,500点	2,200点	2,500点
特医総管	3,600点	3,900点	3,300点	3,600点	3,000点	3,300点	1,500点	1,800点



区分	機能強化型在支診・病				在支診・病		それ以外	
病床	病床有		病床無		—		—	
処方せん	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無
在総管	同一 同一以外	1,200点 5,000点	1,500点 5,300点	1,100点 4,600点	1,400点 4,900点	1,000点 4,200点	1,300点 4,500点	760点 3,150点
特医総管	同一 同一以外	870点 3,600点	1,170点 3,900点	800点 3,300点	1,100点 3,600点	720点 3,000点	1,020点 3,300点	540点 2,250点
								1060点 3,450点

同一建物減算の除外条件

[算定要件]

- ① 同一建物の場合の訪問診療料(在総管、特医総管)を算定した場合は、訪問診療を行った日における、当該医師の在宅患者診療時間、診療場所及び診療人数等について記録し、診療報酬明細書に添付すること。
- ② 訪問診療を行うことについて、患者の同意を得ること。
- ③ 訪問診療が必要な理由を記載すること。
- ④ 同一建物の複数訪問であっても、下記の患者については、患者数としてカウントを行わない。
 - 1)往診を実施した患者
 - 2)末期の悪性腫瘍の患者と診断された後、訪問診療を行い始めた日から60日以内の間
 - 3)死亡日からさかのぼって30日以内の患者
- ⑤ 特定施設、グループホーム等においては、同一建物で同一日に算定する患者のカウントについて、医療機関単位でなく医師単位(ただし、医師3人までに限る。)とする。

パート4

医療と介護の連携と地域連携パス

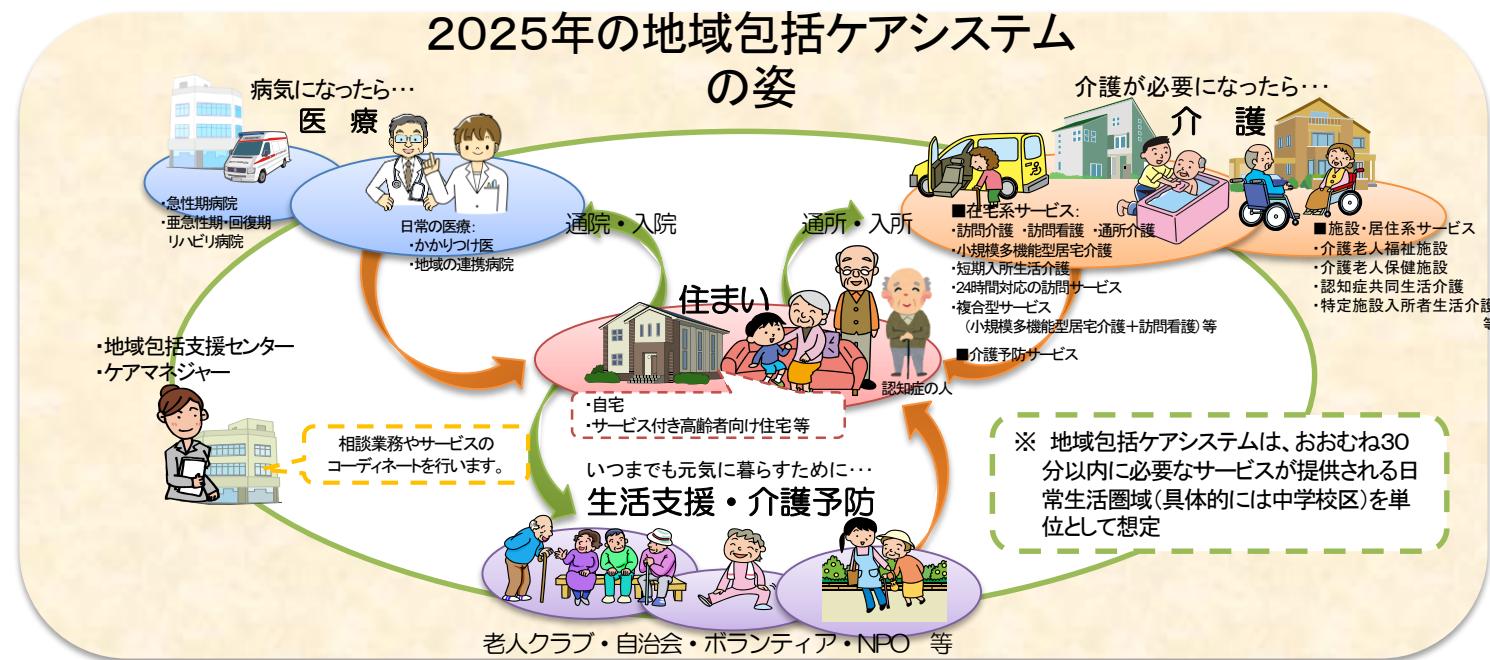
地域包括ケアシステムとは

介護が必要になっても、住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるように、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的かつ継続的に提供するシステム

平成25年 地域包括ケアシステム

- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となつても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになります。
- 認知症は、超高齢社会の大きな不安要因。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**を生じています。

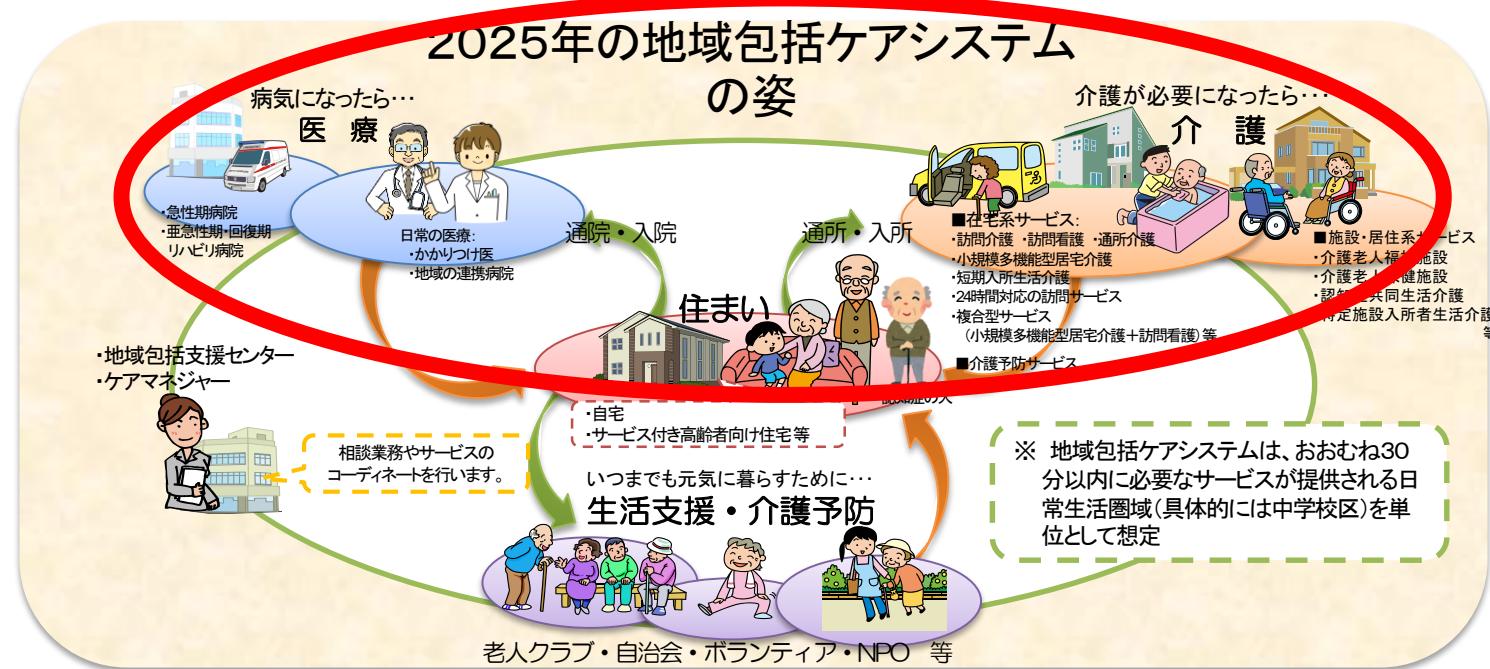
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や、都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



平成25年 地域包括ケアシステム

- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となつても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになります。
- 認知症は、超高齢社会の大きな不安要因。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**を生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や、都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

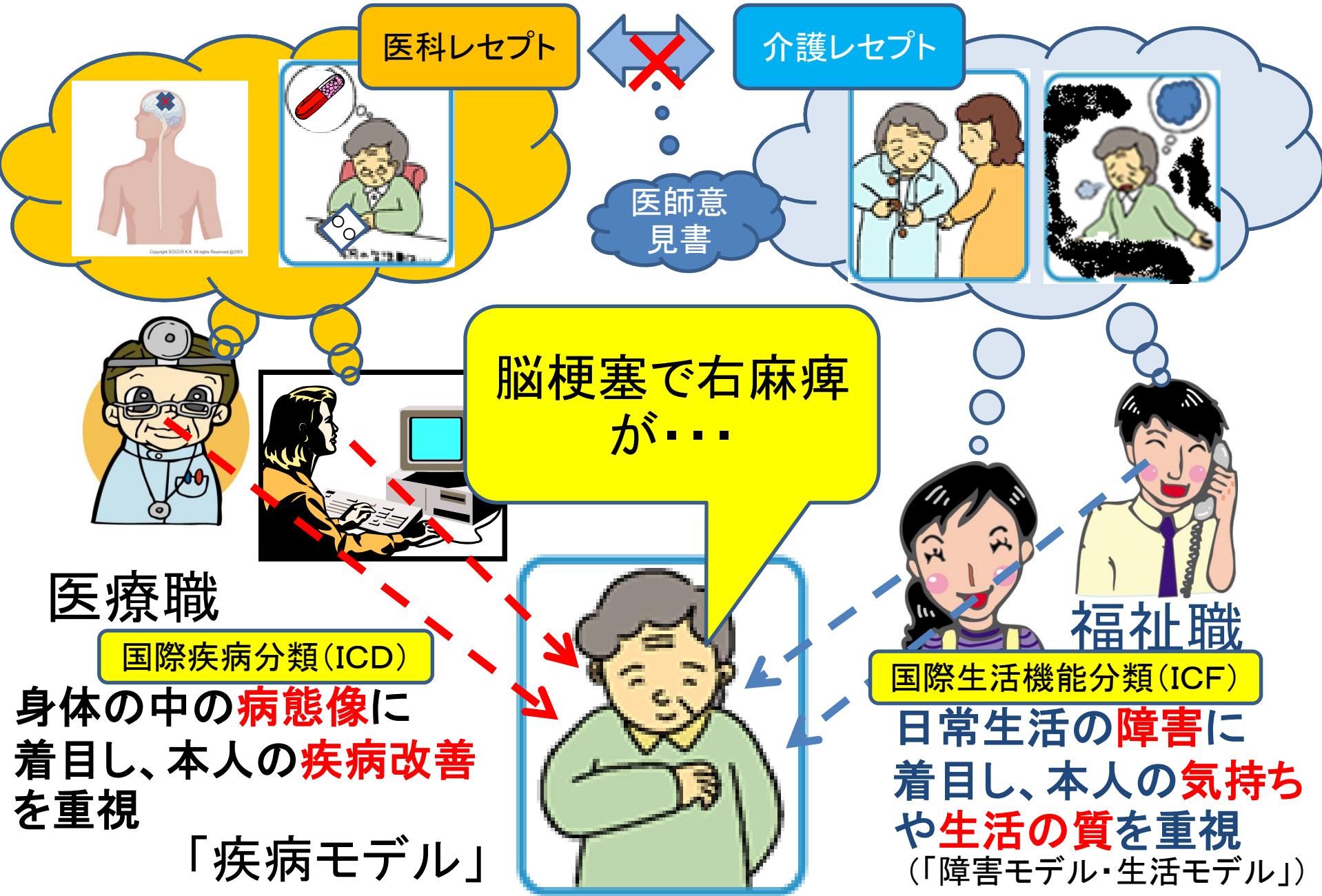


地域包括ケアシステムでは 医療と介護の連携が課題



医療と介護の連携

医療と介護福祉ではモデルが異なり情報もレセプトも異なる



医療と介護 情報ギャップとその連携

- 医療と介護・福祉は制度も違う、職種も違う
- 医療と介護・福祉は、言葉も違う、文化も違う
 - 医療は国際疾病分類(ICD)
 - 介護福祉は国際生活機能分類(ICF)
- 医療と介護・福祉の情報ギャップ、コミュニケーションギャップを埋めるための情報連携が必要
- レセプトも医科レセと介護レセで異なる
 - 両者を結ぶのは医師意見書のみ

医療と介護の連携へ向けて

- ①地域連携パス
- ②地域ケア会議
- ③医療福祉連携士

①地域連携クリティカルパス

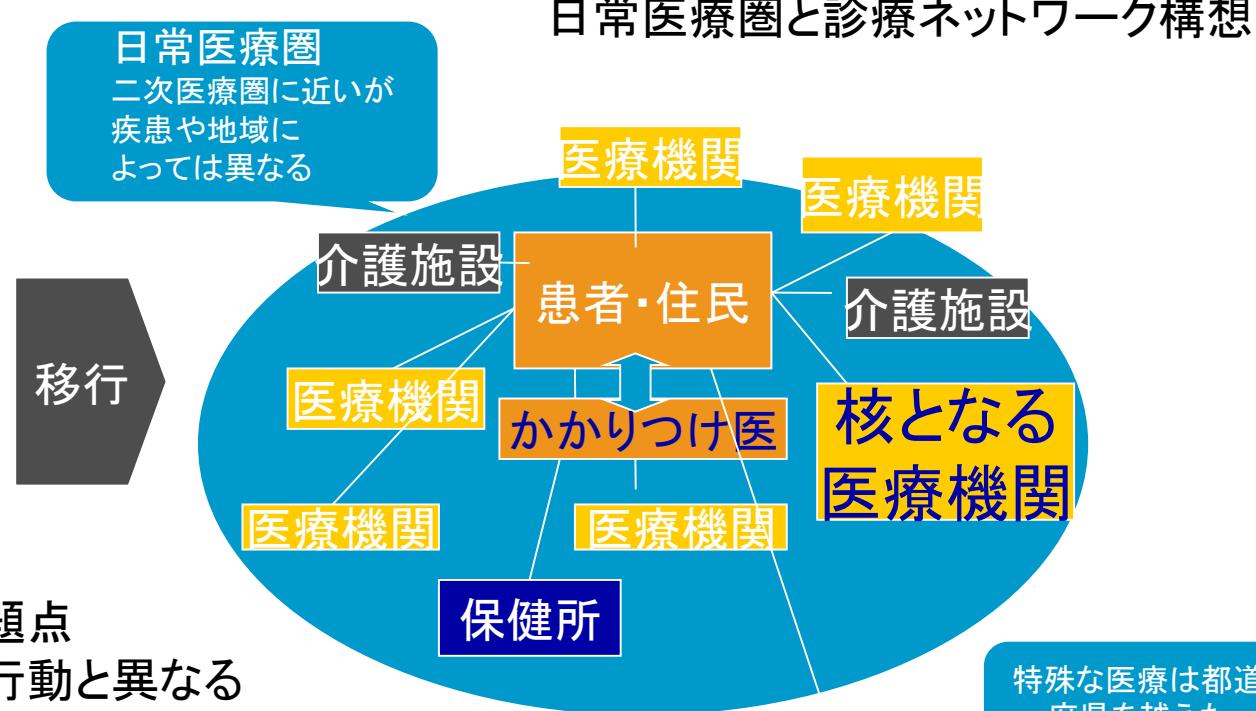
C型肝炎地域連携バス(患者様用)				
医療機関	かかりつけ医	市立池田病院	市立池田病院	かかりつけ医
スケジュール	紹介	外来診察	検査入院	退院後受診
	現在の状態を知るために以下の検査を行います。 □曲液検査 □画像検査	□必要に応じて、曲液検査及び画像検査の実施または検査予約を行います。	□検査結果を実施します。 *詳しい内容は、C型肝炎検査結果便りをご参照ください。	□検査結果などの説明のために外来受診をしていただきます。
診察・検査				
患者様及びご家族への説明など	□曲液検査の結果で、今後の検査・治療の相談をさせていただきます。	□検査などの説明を行います。 □検査が必要な場合があります。		□検査結果の説明を行います。 □今後の治療方針の説明を行います。 □C型肝炎地域連携バスの活用について指導を行います。
備考	地元医療機関にて 診察予約をしてください	切診受付までお越しください。	入退院室へお越しください。	
患者・家族からの要望または質問:				
以上のことに賛成し、内容を理解しました。 愛媛県立池田病院名: 愛媛県立池田病院名: 患者様名: +未成年者や本人が署名不可時の場合は代理人が署名のこと				

地域連携バス

医療計画の見直し(2006年医療法改正)

疾病別・事業別の診療ネットワーク構想

これまでの医療計画の考え方



現在の医療計画の問題点

- ①患者の実際の受療行動と異なる
- ②疾病動向を勘案していない
- ③地域の医療機能に関係なく

結果として大病院重視の階層構造

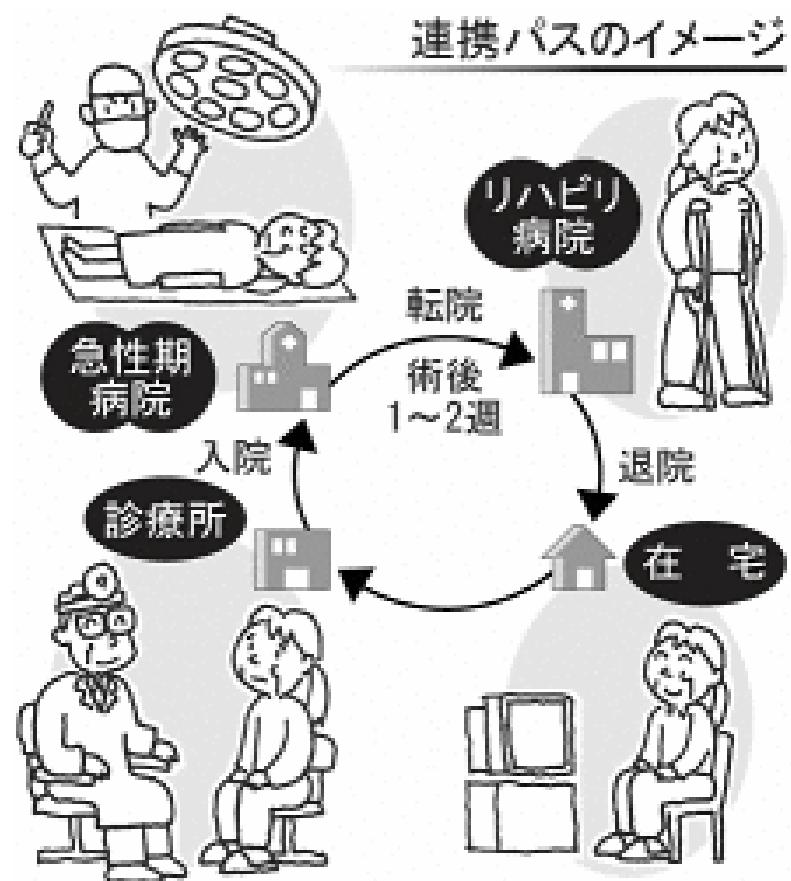
疾病別、事業別(がん、脳卒中、糖尿病、小児救急など)

医療計画作成指針(07年7月通知)

- 医療計画における医療連携の考え方
 - 各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施する。
 - 関係者すべてが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定する
 - 医療連携の必要性について認識の共有
 - 医療機関等に係る人員、施設設備及び診療機能に関する情報の共有
 - 当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関する情報の共有
- 状況に応じて、**地域連携クリティカルパス導入**に関する検討を行う

地域連携クリティカルパスとは？

- 地域連携クリティカルパス
 - 疾病別に疾病の発生から診断、治療、リハビリまでを、診療ガイドラインに沿って作成する一連の地域診療計画
 - 病病地域連携クリティカルパス
 - 病診地域連携クリティカルパス
 - 介護連携クリティカルパス



	クリティカルパス名 胃瘻							職員用			
項目	指示医署名:						指示受け看護師署名:				
項目	時間 入院 前日 当日 1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目										
達成目標	#1 胃瘻創部に伴う合併症(出血、創感染、肺炎等)がない。 #2 胃瘻チューブからの注入に漏れない #3 家族が胃瘻注入手技を習得し、操作部のケアを理解する										
治療・処置・薬剤・リハビリ	・ フルマリンキット1g×2本 ・ 口腔内清拭 (イソジンガーゲル) ・ 内視鏡下(便通) ・ 血算・血液型・生化 ・ 腹・腹レントゲン ・ 心電図 ・ 咽頭培養	フルマリンキット1g×2本 ボタコールR500ml×2本 ソルデム3A500ml×2本	フルマリンキット1g×2本 ボタコールR500ml×2本 ソルデム3A500ml×2本	フルマリンキット1g×2本 ボタコールR500ml×1本 ソルデム3A500ml×2本	ソルデム3A500ml×2本	ソルデム3A500ml×1本					
検査	・ 血算・血液型・生化 ・ 腹・腹レントゲン ・ 心電図 ・ 咽頭培養	・ 口腔内清拭 (イソジンガーゲル) ・ 内視鏡下(便通) ・ 血算・血液型 ・ RBP, TTR, CRP	・ 口腔内清拭 (イソジンガーゲル)	・ 血算・血液型 ・ RBP, TTR, CRP			・ 血算・血液型 ・ RBP, TTR, CRP	・ 血算・血液型 ・ RBP, TTR, CRP			
活動・安静度	・ フリー	・ ベッド上安静	・ フリー	・ フリー	・ フリー	・ フリー	・ フリー	・ フリー	・ フリー		
栄養(食事)	・ 入院前に同じ ・ 飲食	・ 絶飲食	・ 水100ml × 3	・ 水200ml × 3	・ 水300ml × 3	・ 水300ml × 3	・ 濃厚流動食 100ml × 3	・ 濃厚流動食 200ml × 3	・ 濃厚流動食 300ml × 3		
ケアマネジメント	・ 実践アセメント ・ スクリーニング	・ 身長・体重 ・ TSF・AC・AMC							TSF・AC・AMC 評価:(改善・不变・悪化)		
清潔	・ オムツ又はボータブルトイレ	・ 清拭	・ 清拭	・ 清拭	・ 清拭	・ 清拭	・ 清拭	・ 清拭	・ 清拭		
排泄	・ オムツ又はボータブルトイレ										
教育・指導(栄養・服薬)・説明	・ 胃瘻の適応・方法・合併症との対策 ・ 入院時オリエンテーション ・ 内服薬確認・紹介 ・ 承諾書確認 ・ 入院診療計画書	・ 内服継続	・ 内服中止	・ 内	・ 体温() ・ 脈拍() ・ 血圧() ・ SPO ₂ () ・ 出血() ・ 創状態() ・ 嘔痰() ・ 下痢() ・ 嘔吐() ・ 腹痛() ・ 摘割()	・ 体温() ・ 脈拍() ・ 血圧() ・ SPO ₂ () ・ 出血() ・ 創状態() ・ 嘔痰() ・ 下痢() ・ 嘔吐() ・ 腹痛() ・ 摘割()	・ 体温() ・ 脈拍() ・ 血圧() ・ SPO ₂ () ・ 出血() ・ 創状態() ・ 嘔痰() ・ 下痢() ・ 嘔吐() ・ 腹痛() ・ 摘割()	・ 体温() ・ 脈拍() ・ 血圧() ・ SPO ₂ () ・ 出血() ・ 創状態() ・ 嘔痰() ・ 下痢() ・ 嘔吐() ・ 腹痛() ・ 摘割()	・ 体温() ・ 脈拍() ・ 血圧() ・ SPO ₂ () ・ 出血() ・ 創状態() ・ 嘔痰() ・ 下痢() ・ 嘔吐() ・ 腹痛() ・ 摘割()	・ 体温() ・ 脈拍() ・ 血圧() ・ SPO ₂ () ・ 出血() ・ 創状態() ・ 嘔痰() ・ 下痢() ・ 嘔吐() ・ 腹痛() ・ 摘割()	
観察											
記録											
パリアンス	・ 有・無 ・ 深夜 日勤 準夜	・ 有・無 ・ 深夜 日勤 準夜	・ 有・無 ・ 深夜 日勤 準夜	・ 有・無 ・ 深夜 日勤 準夜	・ 有・無 ・ 深夜 日勤 準夜	・ 有・無 ・ 深夜 日勤 準夜	・ 有・無 ・ 深夜 日勤 準夜	・ 有・無 ・ 深夜 日勤 準夜	・ 有・無 ・ 深夜 日勤 準夜		
担当看護師署名											

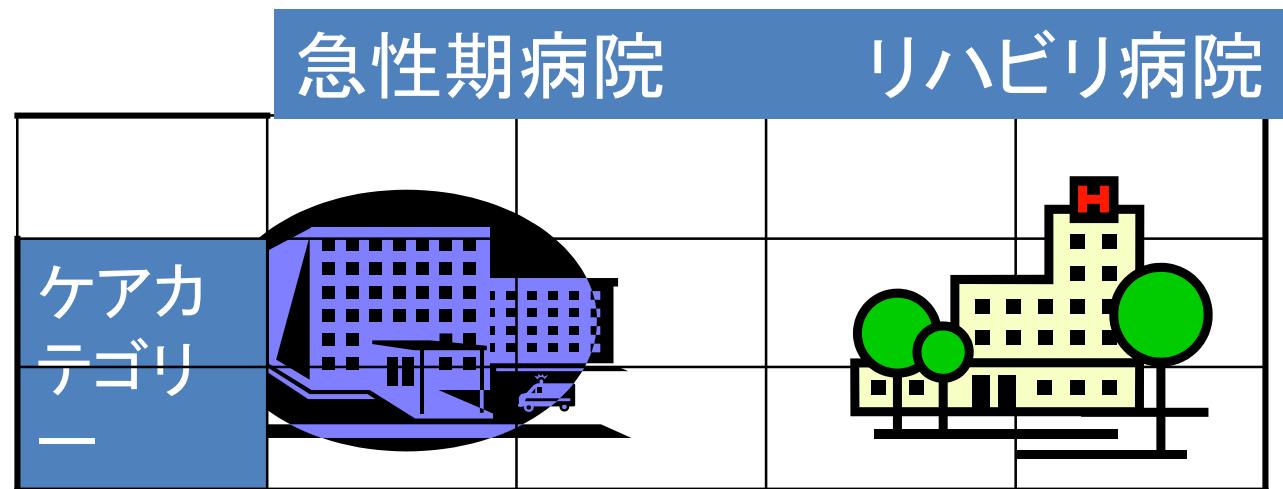


平成15年7月9日作成
月日改訂

クリティカルパスは患者さんにも好評

地域連携クリティカルパス

- 急性期病院とリハビリ病院
と一緒に作るパス、使うパス



整形外科疾患や脳卒中で始まった

2006年4月診療報酬改定 地域連携クリティカルパスの新規点数と運用

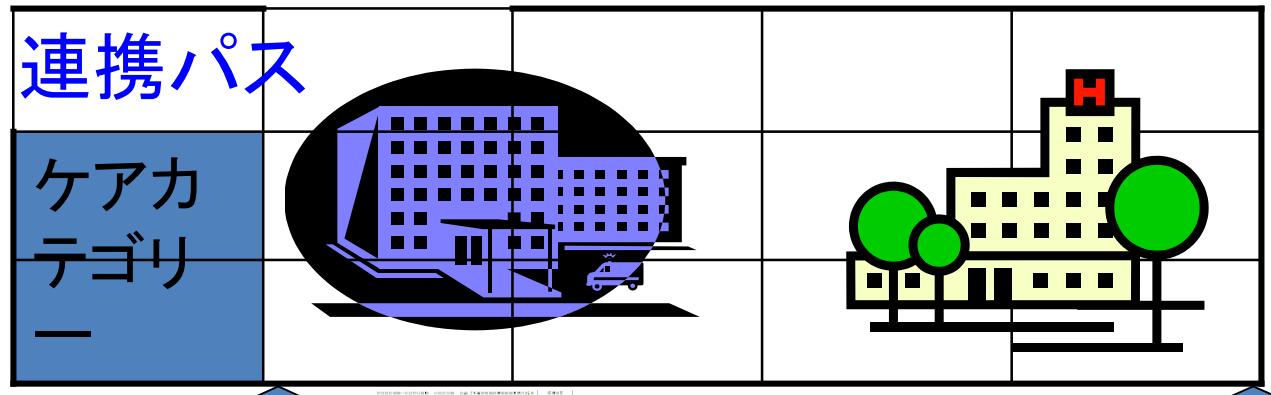
- ・ 地域連携クリティカルパスを相互に交わす
- ・ 複数の医療機関
- ・ 定期的会合



定期的な会合

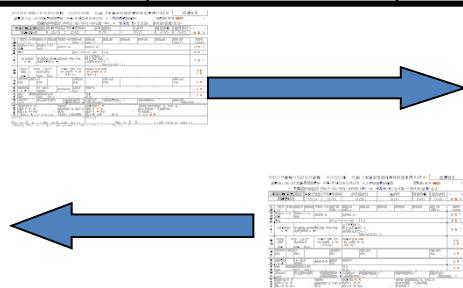
急性期病院

リハビリ病院



有床診療所
でもOK

地域連携診療計画管理料
1500点



地域連携診療計画退院時指導料
1500点

脳卒中地域連携クリティカルパス (08年診療報酬改定)

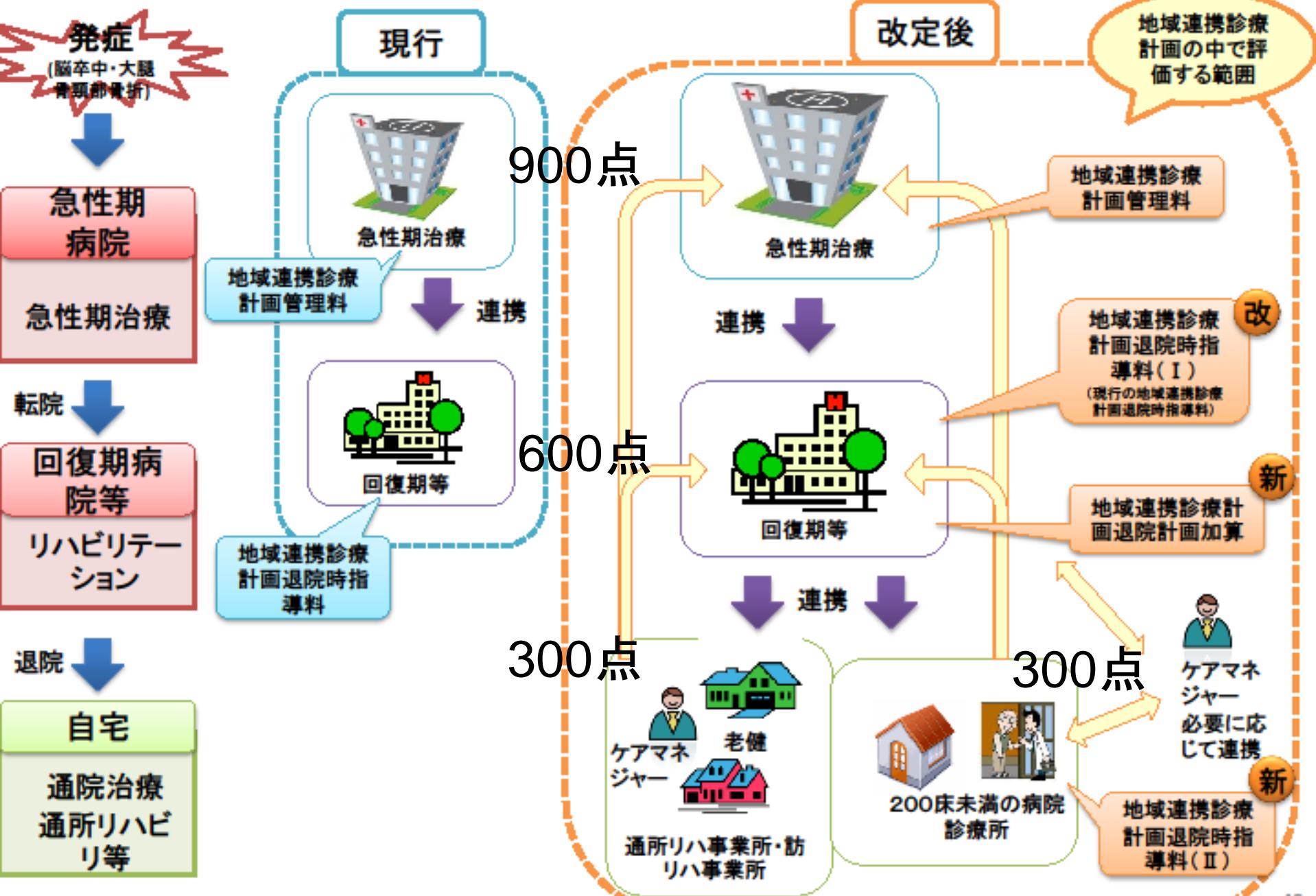
- 算定要件
 - 医療計画に記載されている病院又は有床診療所であること
 - 退院基準、転院基準及び退院時日常生活機能評価を明記

急性期病院 リハビリ病院(有床診療所)	
ケアカテゴリ	—
ケアカテゴリ 一	
	

地域連携診療計画管理料
900点

地域連携診療計画退院時指導料
600点

大腿骨頸部骨折・脳卒中に係る医療機関等の連携の評価



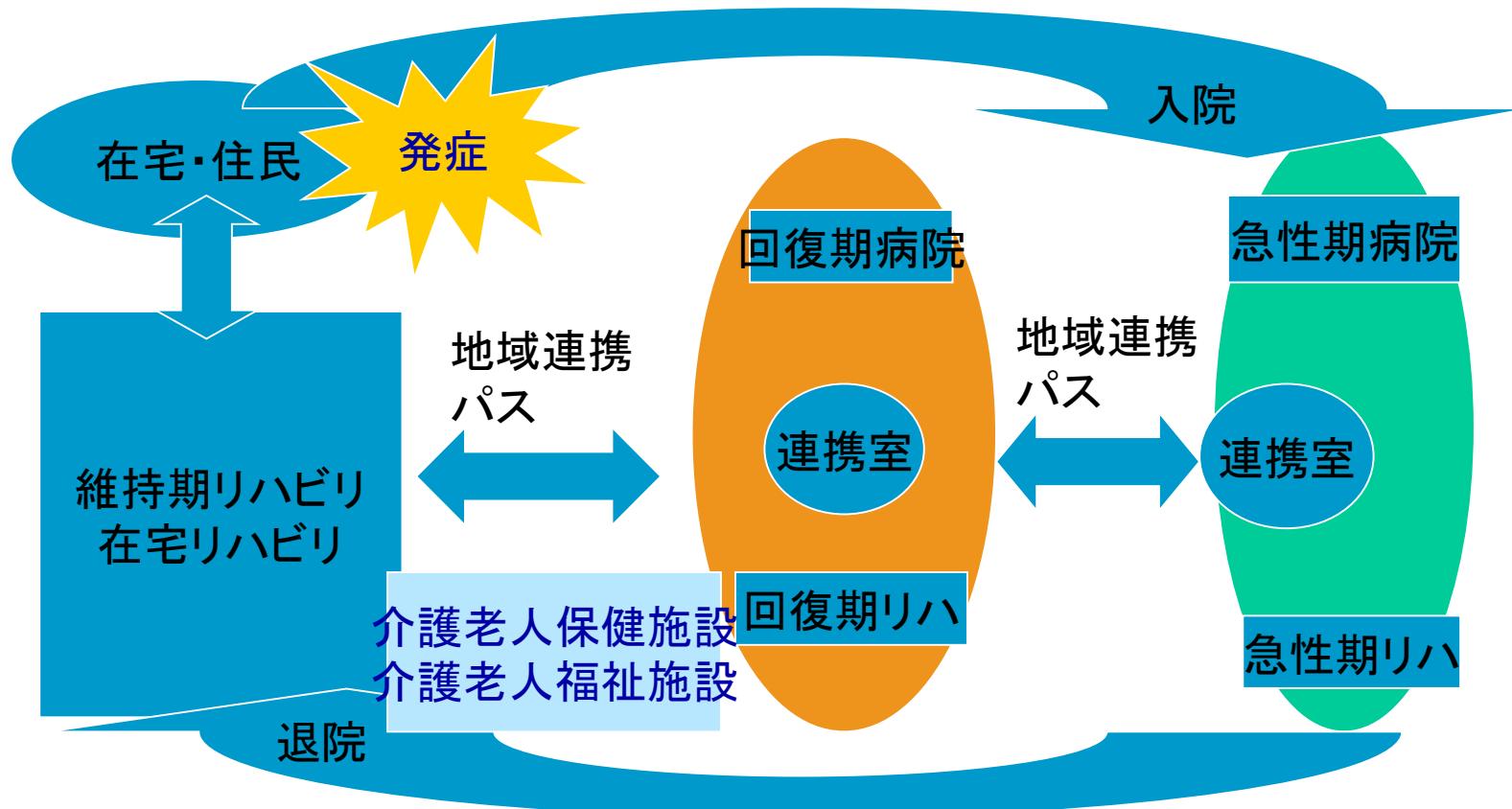
脳卒中地域連携 クリティカルパスの東京都内の事例

メトロポリタン・ストroke・ネットワーク
慈恵医大リハビリテーション医学講座



安保雅博教授

脳卒中連携と地域連携 クリティカルパスの流れ



東京都内近郊の脳卒中地域連携ネットワーク構築にむけて



急性期(22施設)

回復期(20施設)

維持期(11施設)

地域連携診療計画書(Ver.2)

様

診療計画

私は、下記の地域連携診療計画に関する説明を受けました。

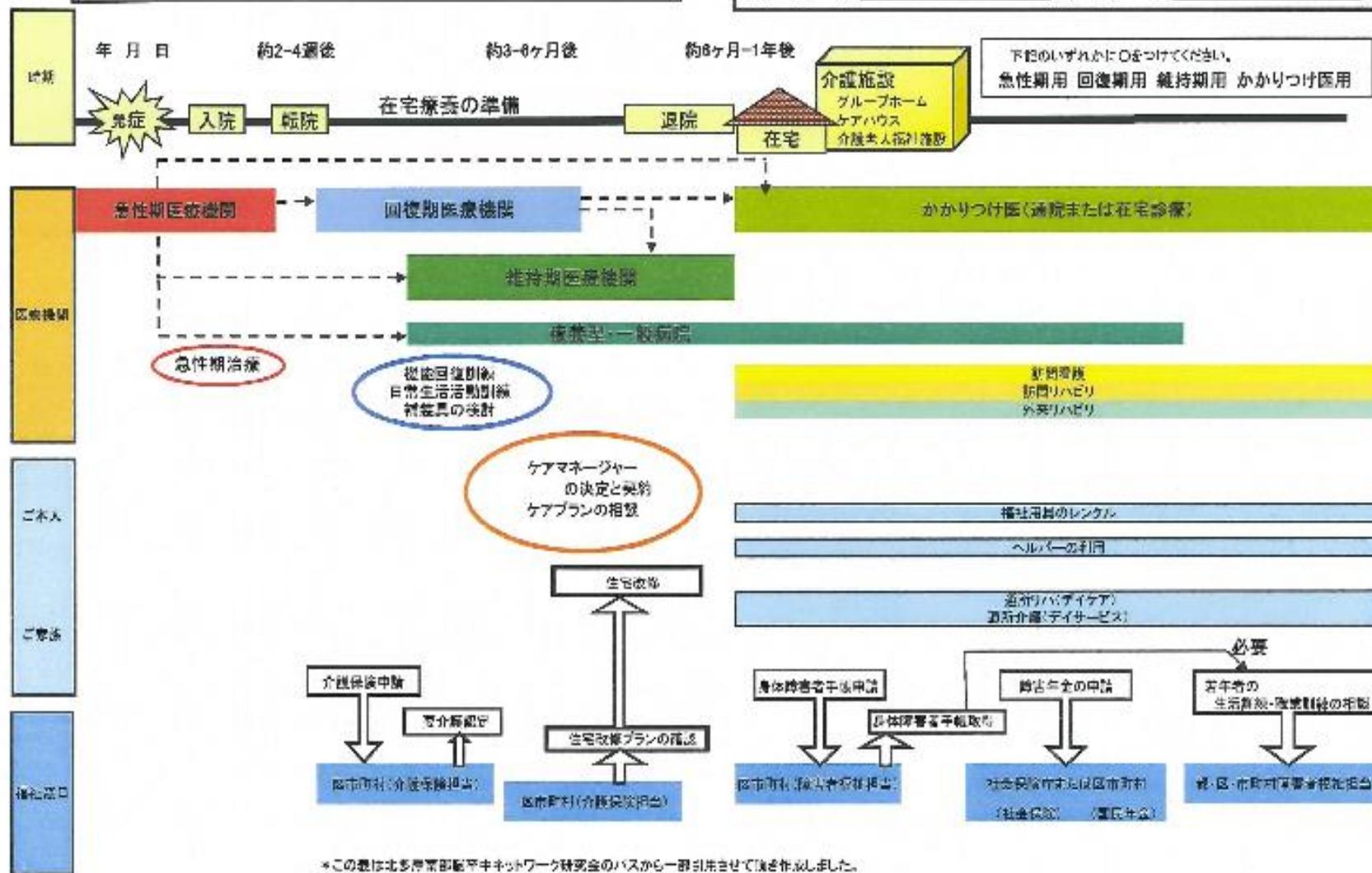
記載された診療情報が、各連携施設間で共有されることに同意します。

説明・同意日 年 月 日

施設名 _____

患者・家族氏名 _____

説明者氏名 _____



慈恵医大のホームページからごらんになれます

地域連携診療計画書 (Ver.1) : 急性期 病院

様 (男性・女性) 生年月日 年 月 日 (歳)

発症日: 年 月 日 *既往歴・現病歴・内服薬等は別紙紹介状をご参照下さい。
入院日: 年 月 日 ⇒ 退院日: 年 月 日

診断名: □脳梗塞 □脳内出血 □くも膜下出血 □その他 ()

病巣部位: □左側 □右側 □両側 □多発性

□ACA □MCA □PCA □皮質下 □放線冠 □被膜 □視床 □中脳 □橋 □延髄 □小脳 □その他 ()

障害名: □左片麻痺 □失語症 □嚥下障害 □膀胱直腸障害 □その他 ()
□右片麻痺 □横音障害 □高次脳機能障害 □失調 ()

合併症: □高血圧 □糖尿病 □高脂血症 □神経因性膀胱 □その他 ()
□狭心症 □心房細動 □誤嚥性肺炎 □陳旧性心筋梗塞 ()

感染症: □HBV □HCV □MRSA □MRDP □ESBL □その他 (), 部位 ()

	申し込み時 (評価日 年 月 日)		
栄養	□食事制限 kcal	□管栄養 (□胃瘻、□経鼻胃管)	□中心静脈栄養 □末梢静脈栄養
膀胱肛門	□常時留置 □間欠導尿 □ナイトバルーン □不要		
呼吸管理	気管切開: □無 □有 酸素投与: □無 □有 喀痰吸引: □無 □有 (回/日)		
褥瘡	□無 □有 (部位)		
昼夜逆転	□有 □時々あり □なし		
徘徊	□有 □時々あり □なし		
抑制	□常時必要 □日中必要 □夜間必要 □不要 (抑制種類: □ミトン □体幹抑制 □車椅子シートベルト □センサー)		
転倒	□たびたびあり □まれにあり □なし		

Barthel Index

	日常生活機能評価表			申込時 点	退院時 点
	自立	一部介助	全介助		
食事	□10	□ 5	□ 0	0 (無) - 1 (有)	0 (無) - 1 (有)
移乗	□15	□10 □5	□ 0		
整容	□ 5	□ 0	□ 0		
H&I動作	□10	□ 5	□ 0		
入浴	□ 5	□ 0	□ 0		
更衣	□10	□ 5	□ 0		
排便管理	□10	□ 5	□ 0		
排尿管理	□10	□ 5	□ 0		
平地歩行	□15	□10 □5	□ 0		
階段	□10	□ 5	□ 0		
計 /100 点					

□できる(行動なし) □できない(一部介助) □できない(全介助)

NIHSS- 計 点	申し込み時 (評価日 年 月 日)				
	1a 意識水準	□0	□1	□2	□3
	1b 意識障害-質問	□0	□1	□2	
1c 意識障害-挙命	□0	□1	□2		
2 最良の注視	□0	□1	□2		
3 視野	□0	□1	□2	□3	
4 頭面麻痺	□0	□1	□2	□3	
5 上肢の運動 (右) (左)	□0	□1	□2	□3 □4 □9 (切断、関節壊合)	
6 下肢の運動 (右) (左)	□0	□1	□2	□3 □4 □9 (切断、関節壊合)	
7 運動失調	□0	□1	□2	□9 (切断、関節壊合)	
8 感覚	□0	□1	□2		
9 最良の言語	□0	□1	□2	□3	
10 横音障害	□0	□1	□2	□9 (持管、身体的障害)	
11 消去減少と注意障害	□0	□1	□2		
基本動作					
計 /30 点					
6点 完全自立 5点 修正自立 (手や手すりを使用する場合など) 4点 監視・口頭修正 3点 部分介助 2点 全介助 1点 禁止 (実際度が解釈されていない場合)					

社会的背景	患者職業: _____ 介護保険: □未申請 □申請済 同居家族: _____ 主介護者: _____ 介護者状況: □問題なし □高齢 □病弱 □仕事あり □育児・介護等で多忙 家屋: □戸建 □マンション □アパート □公営住宅 □その他 () 階数: _____ 階 (エレベーター: □有 □無)
退院・転院基準	健者
全身状態が安定し、重篤な合併症が無い。	□
身体・精神機能、日常生活動作能力の向上が期待できる。	□
期待できない。	□
在宅環境整備、社会資源活用の必要性が高い。	□
低い。	□
将来、(□歩行能力獲得 □車椅子移動 □ベッド上生活) が予測される。	
診療計画	
□ リハビリテーション統続 □ リハビリテーション終了	
□ 自宅退院	
□ 転院 (回復期リハビリテーション病院、療養型病院・他 _____)	
□ 施設 (老人保健施設、老人ホーム・他 _____)	

一般社団法人
「脳卒中地域連携医療パス協会」

- 脳卒中地域連携医療パス協会
 - メトロポリタンストロークネットワーク研究会から2012年4月発足
 - 東京23区内統一パスを使用し、ITネットワーク化を行う
- 理事長: 安保 雅博(東京慈恵会医科大学 リハビリテーション医学講座教授)
- 会員数
 - 急性期病院25、回復期病院39、維持期病院8
- 会費(年間)
 - 急性期病院1万円、回復期病院7千円、維持期病院5千円

一般社団法人脳卒中地域連携パス協会 市民公開講座 2012年6月30日 全国町村会館



歯科等を含むチーム医療



クローズアップ現代（12月1日放送）

周術期における口腔機能の管理等

周術期における口腔機能の管理等、チーム医療の推進

周術期における口腔機能の管理

- ▶ がん患者等の周術期等における歯科医師の包括的な口腔機能の管理等を評価(術後の誤嚥性肺炎等の外科的手術後の合併症等の軽減が目的)

(新) 周術期口腔機能管理計画策定料 300点

【周術期における一連の口腔機能の管理計画の策定を評価】

(新) 周術期口腔機能管理料(Ⅰ) 190点

【主に入院前後の口腔機能の管理を評価】

(新) 周術期口腔機能管理料(Ⅱ) 300点

【入院中の口腔機能の管理を評価】

(新) 周術期口腔機能管理料(Ⅲ) 190点

【放射線治療や化学療法を実施する患者の口腔機能の管理を評価】

- ▶ 周術期における入院中の患者の歯科衛生士の専門的口腔衛生処置を評価

(新) 周術期専門的口腔衛生処置 80点

口腔ケアは本当に大事！

作成:湯原

【平成24年度診療報酬改定で新設された口腔ケアのいろいろな評価項目】

⇒手術後の誤嚥性肺炎などの合併症などの軽減が目的

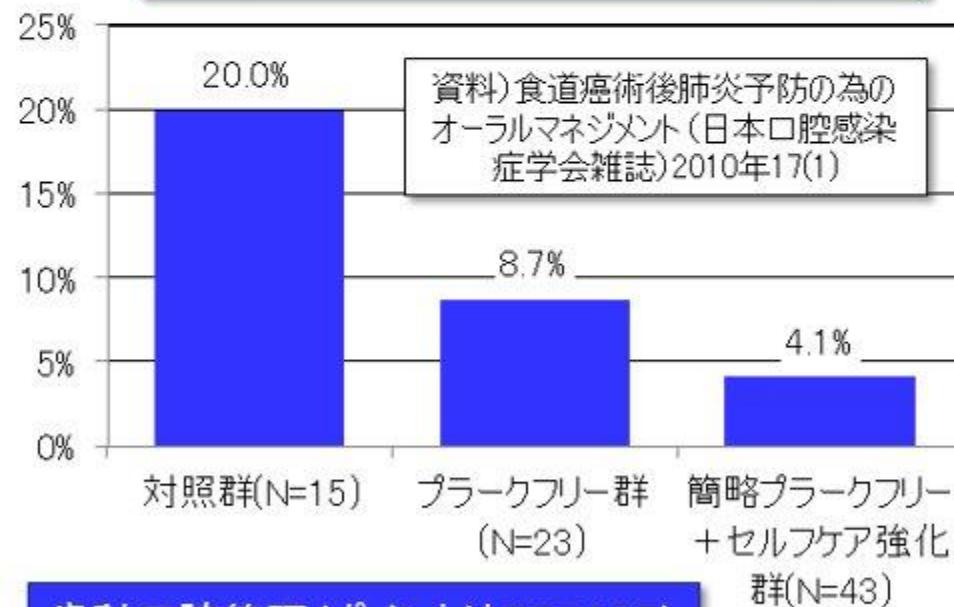
周術期口腔機能管理計画策定料 300点

周術期口腔機能管理料 (I)190点、(II)300点、(III)190点

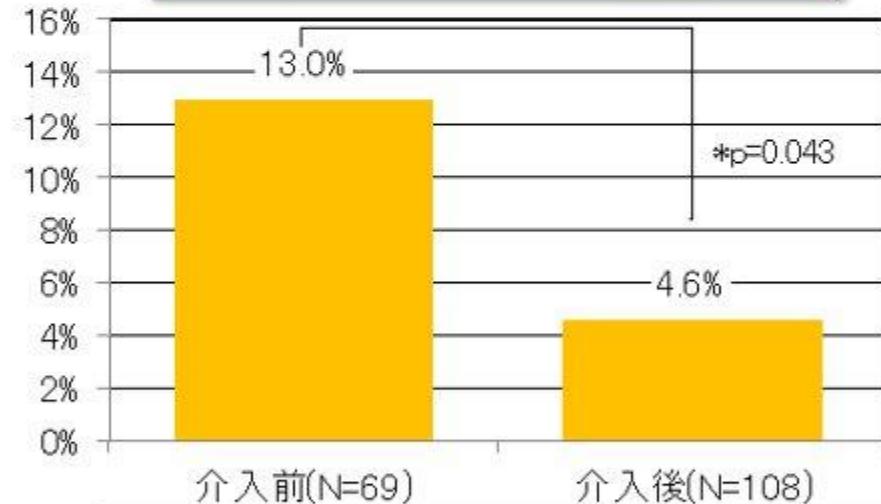
周術期専門的口腔衛生処置 80点 ⇒歯科衛生士による処置に点数が！

周術期口腔機能管理を必要とする手術：全身麻酔下で実施される、頭頸部領域、呼吸器領域、消化器領域等の悪性腫瘍の手術、臓器移植手術又は心臓血管外科手術等。

食道がん手術後肺炎の発症頻度(兵庫医科大学病院)



肺がん手術後肺炎の発症頻度(岡山大学病院)



歯科口腔管理(ポイントはCREATE)

Cleaning
(清掃)

Rehabilitation
(リハビリ)

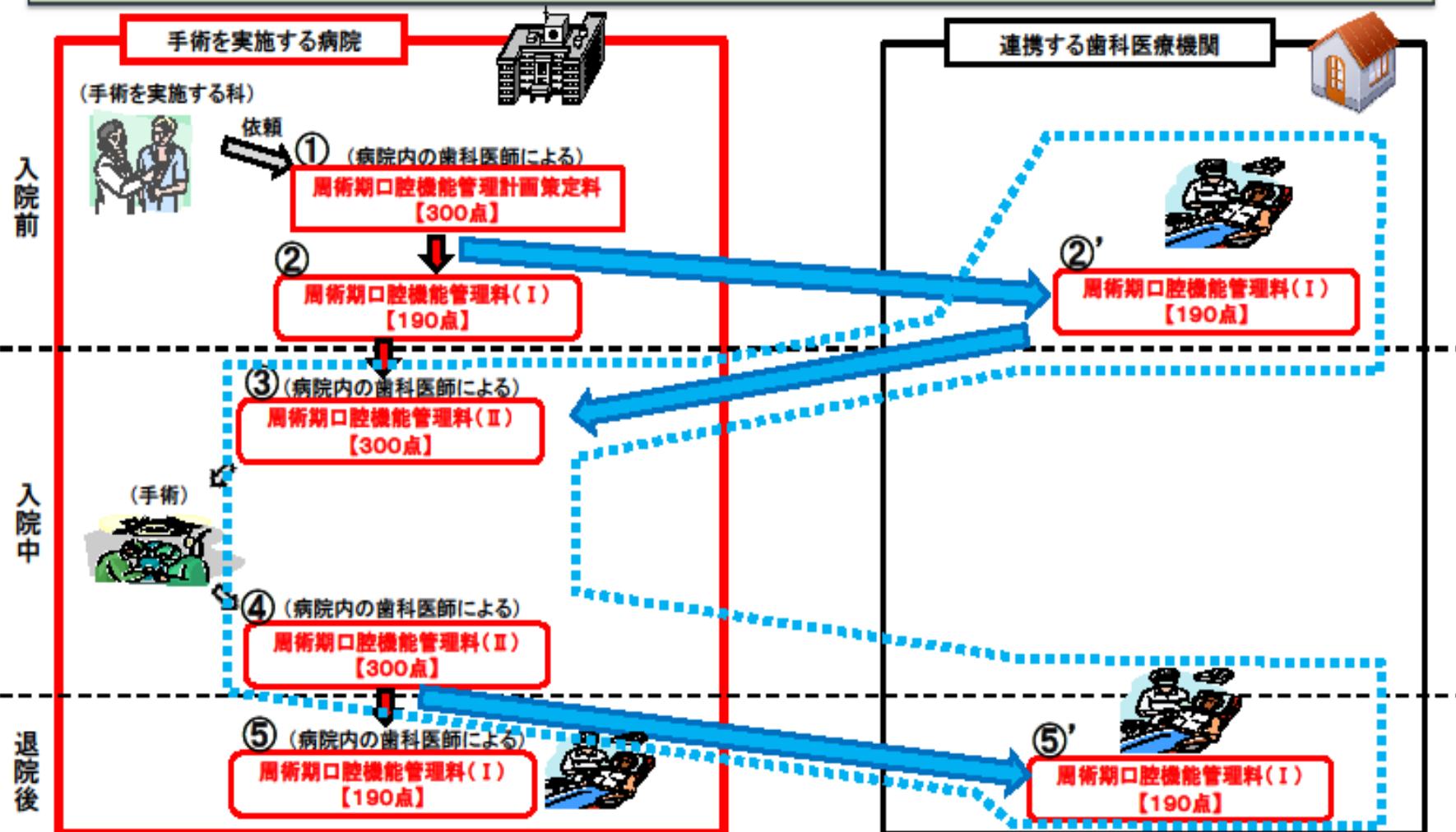
Education
(教育)

Assessment
(アセスメント)

Treatment
(歯科治療)

Eat
(食べる)

周術期における口腔機能の管理のイメージ



*歯科の無い医療機関に入院する患者の入院中の周術期の口腔機能の管理が必要な場合は、連携する歯科医療機関の歯科訪問診療で実施。

*放射線治療や化学療法を実施する患者についても同様に連携して口腔機能の管理を実施。

②地域ケア会議



地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

地域包括支援センターでの開催 (高齢者の個別課題の解決)

- 多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた
 - ① 地域支援ネットワークの構築
 - ② 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
 - ③ 地域課題の把握などを行う。

《主な構成員》

自治体職員、包括職員、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、OT、PT、ST、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士その他必要に応じて参加

※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加

地域課題の把握

地域づくり・資源開発

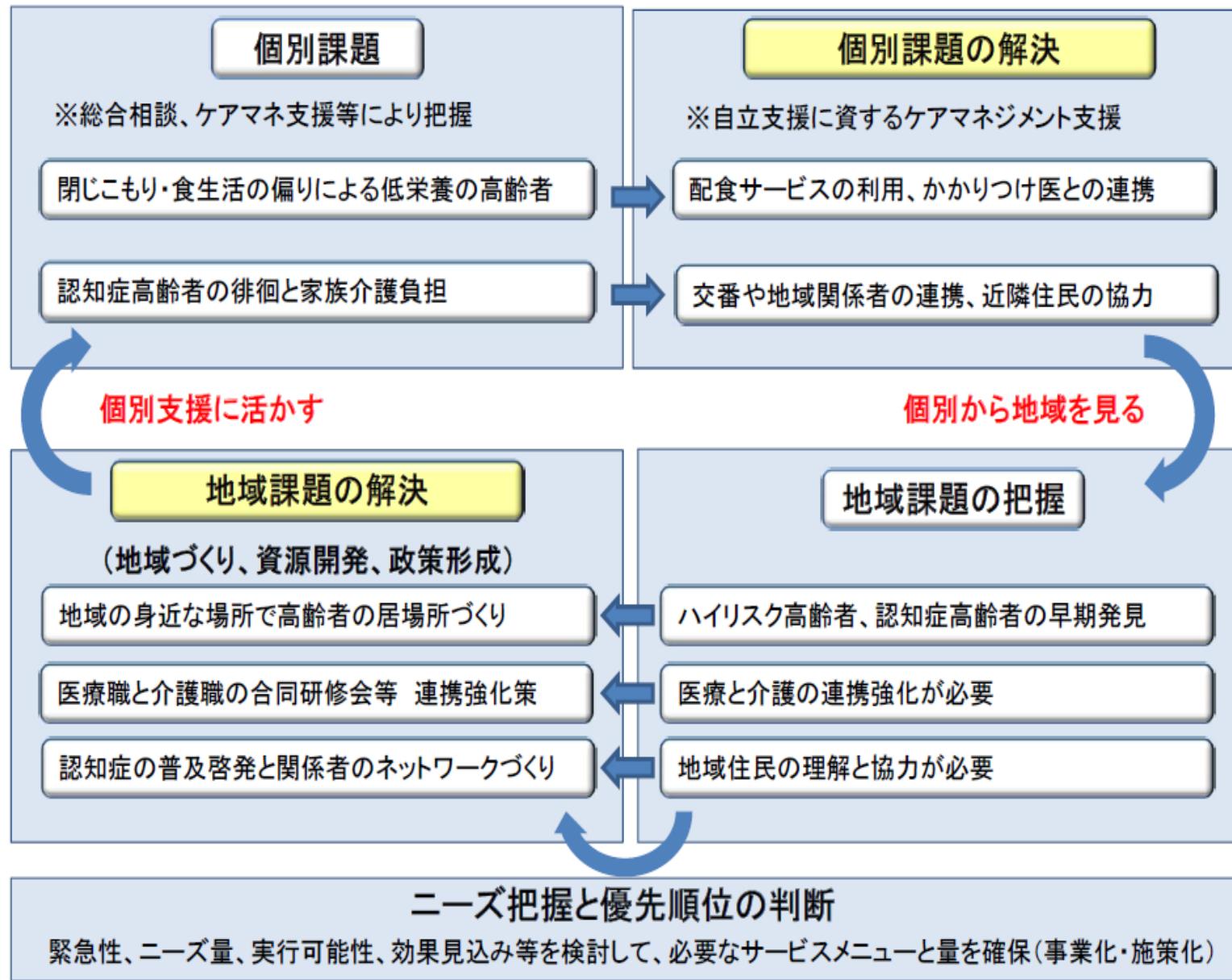
政策形成

介護保険事業計画等への位置づけなど

市町村での開催 (地域課題を解決するための社会基盤の整備)

「地域ケア会議」の具体例

(個別課題から政策形成までの展開例)



地域ケア会議を行ってみると…

- ・ さまざまな意見が…
 - ・一般の人は地域包括ケアや介護制度のことをほとんど知らない。特に若い人
 - ・医療との連携の難しさ
 - ・家族は相談まで一步踏み出せない人が多い
 - ・家族も余裕がない、限界まで動かないと
 - ・相談の窓口を地域のなかできちんと知ってもらうことが必要
 - ・困難事例は個人の努力で支えているのが現状。仕組みで支える動きが必要
 - ・関係づくりはすぐにはできない。アプローチのタイミングを図っていくためのネットワークが大切
 - ・地域でサロンをしているが、出て来てほしい人は来てくれない
 - ・支援が必要になるまでに、きちんと制度や相談先を伝えていくことが大切 などなど。

③医療福祉連携士

～医療と介護福祉を結ぶ人材育成～



日本医療マネジメント学会

医療福祉連携士

- ・ 日本医療マネジメント学会は学会認定の医療福祉連携士制度を創設した
- ・ 目的
 - 地域の急性期医療機関から在宅までの切れ目のないサービスを効率的に提供し、
 - 患者にとって最適な連携を推進するため、
 - 医療と福祉を連携コーディネートする「医療福祉連携士」の育成と認定制度を創設する

医療福祉連携士

- ・ 病院などの地域医療連携室や、地域の包括支援センターで連携業務に従事するスタッフを対象にした初めての学会認定制度
- ・ 2011年からスタートし、現在までに学会認定の初の「医療福祉連携士」がこれまで200名が誕生
- ・ 全国ではじめての医療と福祉の連携コーディネーター制度
- ・ スーパー連携士、スーパーケアマネをめざす制度

研修科目(共通科目)

○講義

- 1 地域医療連携概論
- 2 医療政策・関係法規概論
- 3 診療報酬制度概論
- 4 福祉連携論
- 5 ケアマネジメント論
- 6 病院運営概論
- 7 医療情報システム概論
- 8 クリティカルパス概論
- 9 クリティカルパス演習Ⅰ
- 10 クリティカルパス演習Ⅱ

- 11 地域連携クリティカルパス概論Ⅰ
- 12 地域連携クリティカルパス概論Ⅱ
- 13 地域連携クリティカルパス演習Ⅰ
- 14 地域連携クリティカルパス演習Ⅱ
- 15 在宅医療概論
- 16 カウンセリング概論

○地域連携の実習

- 1 地域医療連携実習
- 2 地域連携クリティカルパス実習

○フォローアップ研修

* すべての座学と実習を履修すること。

* 座学1コマ : 90分 実習1コマ : 6時間

専門科目

医学系科目

○座学

- 1 臨床医学概論 I
- 2 臨床医学概論 II
- 3 臨床医学概論 III
- 4 臨床医学概論 IV
- 5 臨床医学概論 V
- 6 臨床医学概論 VI
- 7 臨床看護概論
- 8 地域看護概論

○実習

- 1 臨床医学実習 I (急性期病院)
- 2 臨床医学実習 II (回復期病院)
- 3 臨床医学実習 III (地域診療所)
- 4 保健行政実習 (保健所、保健センター)

社会・福祉系科目

○座学

- 1 医療福祉論
- 2 精神保健福祉論
- 3 退院支援論 I
- 4 退院支援論 II
- 5 地域移行支援論
- 6 福祉制度論
- 7 福祉施設論
- 8 在宅介護論

○実習

- 1 介護療養型施設実習 (入所施設)
- 2 在宅福祉実習 (地域包括支援センター)
- 3 福祉行政実習 (福祉事務所、自相等)
- 4 居宅介護支援施設実習

* 座学は全て、実習は2つ以上を履修すること

認定試験

- ・受講資格者が学会が主催する研修会において、必要な科目を履修することにより、受験資格を得る。
- ・学会以外が主催する研修会や講義の一部を学会主催の科目として認定することもできる。
- ・受験希望者は個別に学会に受験資格の認定を受けるために必要な手続き(書類等の提出)を行う。
- ・認定試験は受験資格にかかわらず、全ての科目から出題される。

研修日程と場所

- 研修場所
 - 日本医科大学教育棟2階(東京)、実習は各地
- 研修日程
 - 共通科目 7月31日(土)、8月1日(日)、28日(日)、29日(日)の4日間
 - 専門科目(医学系) 9月11日(土)、12日(土)の2日間
 - 専門科目(社会・福祉学系科目) 9月25日(土)26日の2日間
 - 課題講習 10月23日(土)、24日(日)の2日間

目指そう、医療福祉連携士！

詳細は日本医療マネジメント学会ホームページから



五稜郭病院保健師 尾関さん



修了証を手に「医療福祉連携士の認知度が広がれば」と話す尾関さん

道内2人目 地域包括ケア策きたい

お年寄りの健康状態を把握するため、地域包括ケアの実現を目指す。そのために、地域包括ケア連携士の認知度を広げることをめざす。このたび、五稜郭病院保健師の尾関さん(36)が、この認定を受けた。

日本医療・介護・福祉連携士認定協会の認定試験に合格した尾関さん。地域包括ケア連携士は、医療・介護・福祉の連携を担う専門職である。認定試験には、医療・介護・福祉の知識と実践能力を問う問題が含まれる。尾関さんは、地域包括ケア連携士として、社会福祉士や看護師などの専門職とともに、地域の医療・介護・福祉の連携を担う。また、地域包括ケア連携士は、地域社会の医療・介護・福祉の連携を担う専門職である。

日本医療・介護・福祉連携士認定協会の認定試験に合格した尾関さん。地域包括ケア連携士は、医療・介護・福祉の連携を担う専門職である。認定試験には、医療・介護・福祉の知識と実践能力を問う問題が含まれる。尾関さんは、地域包括ケア連携士として、社会福祉士や看護師などの専門職とともに、地域の医療・介護・福祉の連携を担う。

「医療福祉連携士」を取得

サントリー薬業の医療・福祉・介護連携の専門職として、地域包括ケア連携士として、地域の医療・介護・福祉連携を担う専門職である。その認定試験には、医療・介護・福祉の連携を担う専門職である。

サントリー薬業の医療・福祉・介護連携の専門職として、地域包括ケア連携士として、地域の医療・介護・福祉連携を担う専門職である。その認定試験には、医療・介護・福祉の連携を担う専門職である。

医療と介護の連携で、 開かせよう地域包括ケアの花



2025年へのロードマップ

～医療計画と医療連携最前線～

- 武藤正樹著
- 医学通信社
- A5判 220頁、2600円
- 地域包括ケア、医療計画、診療報酬改定と連携、2025年へ向けての医療・介護トピックスetc
- **4月発刊**



これは
良く分
かる



日野原先生にもお読みいただいています。

まとめと提言

- ・医療介護一括法は、団塊世代700万人が後期高齢者となる2025年へむけて法制基盤
- ・病床機能報告制度と地域医療ビジョンが始まる
- ・次期医療計画においても在宅医療は重要テーマ
- ・医療と介護の連携の実現のために…
　地域連携パス、地域ケア会議、医療福祉連携士

ご清聴ありがとうございました



フェースブックで「お友達募集」をしています

国際医療福祉大学クリニック <http://www.iuhw.ac.jp/clinic/>
で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開しております。ご覧ください。

武藤正樹

検索



クリック

ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで
gt2m-mtu@asahi-net.or.jp